循環型社会形成推進基本計画 「国の取組」に係る進捗状況調査票

第1節	自然界における物質循環の確保	1
第2節	ライフスタイルの変革	5
第3節	循環型社会ビジネスの振興	19
第4節	安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現	50
第5節	循環型社会を支えるための基盤整備	7.0

府省名	農林水産省
Mπ 1 − ←	

1.第1節 - 自然界における物質循環の確保

2.取組の概要

- (1). 地球温暖化の防止、循環型社会の形成、戦略的産業の育成、農林漁業・農山漁村の活性 化を目的とし、平成 14 年 12 月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を閣議決定し、平成 22 年を目途に、バイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進(廃棄物系バイオマス利 活用 8 0 %以上等(平成 2 2 年目標))。
- (2).森林整備に当たっては、平成13年に成立した森林・林業基本法に基づき、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林を、重視すべき機能に応じ「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」に区分し、各区分に沿った森林の整備・保全を推進。

3. 進捗状況

- (1). 関係府省の連携を図るための「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」(平成 15 年 2 月 27 日発足)、民間の創意工夫を取り入れるための学識経験者等からなる「バイオマス・ニッポン総合戦略推進アドバイザリーグループ」(平成 15 年 4 月 9 日発足)を設置、また、関係省の地方出先機関の連携強化を図るための地方推進体制も整備し、政府内のみならず、地方自治体やNPOなども含め官民一体となり、バイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。
- (2). 健全な森林育成のための民有林における間伐実施面積(平成15年度):31.4万 ha。

4.今後の課題・見直しの方向性

- ・平成22年において、廃棄物系バイオマスの80%、未利用バイオマスの25%利活用等の「バイオマス・ニッポン総合戦略」に掲げる目標の達成に向け、 バイオマス産業が自立するための競争条件の整備、 地域の取組をその活性化につなげるための支援、 生産、収集・輸送、変換、利用のための技術開発に関する戦略を関係各府省の連携・協力の下進めていくことが重要。また、地球温暖化対策推進大綱の第1ステップにおける対策・施策の進捗状況の評価等を踏まえ、「バイオマス・ニッポン総合戦略」の見直しを実施予定。
- ・ 森林の重視すべき機能に応じた3つの区分に沿った、複層林化、広葉樹の植栽等の多様な 森林の整備・保全を推進。

府省名 経済産業省

1.第1節 自然界における物質循環の確保

2.取組の概要

2002年3月に地球温暖化対策推進大綱で設定された2010年度の導入目標10 1万kl(原油換算、黒液・廃材を除く)の達成を目指し、高効率エネルギー転換技術開発や実証試験を行うとともに、地方自治体、事業者等に対する設備設置補助を行った。

技術開発・実証試験

- ・バイオマスエネルギー高効率転換技術開発:28.2億円
- ・バイオマス等未活用エネルギー実証試験:28.2億円の内数

設備設置補助

- ・地域新エネルギー導入促進対策:127.1億円の内数
- ・新エネルギー事業者支援対策:388.2億円の内数

3.進捗状況

2002年度の導入実績は22.6万kl(原油換算、黒液・廃材を除く)となっており、各事業の採択状況は以下のとおり。

技術開発・実証試験

- ・バイオマスエネルギー高効率転換技術開発:継続開発の7テーマに加え、水分含有性の高いバイオマス等の高効率転換技術開発4テーマを追加採択し支援。
- ・バイオマス等未活用エネルギー実証試験:実証試験事業を6件、同実証試験着手の為のFS調査については33件支援。また、事業可能性調査を38件支援。

設備設置補助

- ・地域新エネルギー導入促進対策:1件
- ・新エネルギー事業者支援対策: 16件

4.今後の課題・見直しの方向性

家畜排せつ物等を原料としてメタンガスを生成するメタン発酵や食品廃棄物である廃食用油からバイオディーゼル燃料を作り出すエステル化等の技術は、近年、各地において既に利用が始まっているが、これらの既存技術についてはエネルギー変換効率の更なる向上、製造コスト低減に係る技術革新や残さの処理等が課題になっている。

また、バイオマスを直接燃焼するのではなく、いったんガス化、あるいは液化してから利用することにより、エネルギー変換効率を向上させたり、エネルギーとしての利便性を高める各種の技術が開発されつつあり、今後の実用化が期待されるところである。特にバイオマスの部分的な酸化によって得られるガスを発電や液体燃料製造に用いるガス化については技術開発が精力的に進められている。さらに、セルロース系バイオマスである木質系廃材・未利用材を糖化してエタノール発酵する技術開発を引き続き行うとともに、導入補助や事業可能性調査など、多段階な支援を講じることにより、2010年度の導入目標達成を図っていく。

なお、地球温暖化対策推進大綱の第1ステップにおける対策・施策の進捗状況を踏まえ、「バイオマス・ニッポン総合戦略」の見直しを検討している。

府省名_____国土交通省

1.第1節 - 自然界における物質循環の確保

2.取組の概要 (下水道関係)

下水汚泥リサイクル率について

国土交通省では、下水汚泥発生量に占める有効利用量の割合(乾燥重量ベース)を下水道汚泥リサイクル率として定義している。下水道事業で発生する汚泥については、緑農地利用や建設資材利用などによる汚泥の有効利用を推進しており、平成14年度には約60%(汚泥発生時乾燥重量ベース)の下水汚泥がリサイクルされている。リサイクル率については、社会資本整備重点計画に示された下水道に関連するアウトカム指標(下水道処理人口普及率、下水道による都市浸水対策達成率等)の1つとして、平成14年度末の60%から平成19年度末には68%に引き上げることを目標としている。バイオソリッド利活用基本計画策定マニュアルの策定

ハイオンリット利店用基本計画東ルマーユアルの東ル

「バイオマス・ニッポン総合戦略」の行動計画として、「下水汚泥の有効利用を促進するため、情報ネットワークシステムの構築・下水汚泥処理総合計画策定マニュアルの見直しを行う」と記述したことを受け、下水汚泥のみならず、広範なバイオマスの有効活用の促進を盛り込んだマニュアルを「バイオソリッド利活用基本計画策定マニュアル」として平成16年3月に策定した。

バイオマス利活用事業の創設

「バイオマス・ニッポン総合戦略」の行動計画として、「下水汚泥から生成される メタンガスの貯蔵・利用技術の開発を推進するとともに、下水汚泥とその他の バイオマスを既存の下水道施設において、エネルギーに変換するモデル事業を 行う」と記述したことを受け、下水汚泥とその他のバイオマスを集約処理してメタン ガスを回収し、これをエネルギーに変換して下水処理場内で活用する場合に、下水汚泥とその他のバイオマスを共同処理するための施設等を補助対象とする「バイオマス 利活用事業」を創設した。

下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト (LOTUS Project) の推進

LOTUS プロジェクトは、下水道技術開発プロジェクト(SPIRIT 2 1)の一環として平成 15年12月に実施が決定したプロジェクトである。LOTUS プロジェクトでは、「スラッジ・ゼロ・ディスチャージ技術の開発」及び「グリーン・スラッジ・エネルギー技術の開発」という開発目標を掲げ、平成17~20年度の4カ年で技術開発を実施する予定。

3.進捗状況

同上

4.今後の課題・見直しの方向性

なし

府省名 国土交通省

1.第1節 - 自然界における物質循環の確保

2.取組の概要 (北海道関係)

『積雪寒冷地における環境・資源循環プロジェクト』(独立行政法人北海道開発土木研究所): 積雪寒冷地での酪農糞尿の肥料資源及びエネルギ - 資源の有効利用・循環利用の一方策として、共同利用型バイオガスプラントを中心とするシステムの実証試験を実施中(H12~H16年度)。1)家畜糞尿の搬入と液肥・堆肥の搬出、農地への散布、バイオガスプラントの運転に関する効率的な管理・運営体制の確立、2)液肥・堆肥の安全性及び肥料効果の確認並びに施肥技術の確立、3)生成するバイオガスによる電熱エネルギーの有効利用技術の確立を行う。あわせて、システム全体の総合的な経済性を検証する。

3.進捗状況

平成 12 年度に試験施設を建設し、平成 13・14 年度をフェイズ として、施設の稼働が積雪寒冷な北海道でも可能なことを実証するとともに、経済性・運営体制に関する事項、施設・機械に関する事項及び資源環境に関する事項の調査試験してきた。平成 15・16 年度をフェイズ として、経済的実証、施設・システムの改善、消化液の効果的かつ安全な施用技術、エネルギ・収支の効率化を確立し、共同利用型バイオガスプラントの成立条件やプロトタイプの提案も含めて、16 年度末にまとめる。

論文等の発表

H15 年度発表編数: 開土研月報、日本土壌肥料学会、農業土木学会、農業経営学会、バイオマスに関するシンポジウムなど30件(内査読付き3件)。平成14年度末には国際シンポジウムを開催。

4.今後の課題・見直しの方向性

技術的には固形糞尿の前処理、効率的な搬入・搬出等の手法の確立、効率的な施設の運転管理体制、副資材の賦存量やその前処理技術等の確立が課題。

酪農糞尿の処理のみでは採算性が難しく、副資材の処理・受入料などの必要性が明確となる見通し。

府省名 内 閣 府

1.第2節 ライフスタイルの変革

2.取組の概要

広く国民に対して「マイバッグの持参」、「簡易包装への協力」、「環境に配慮した商品の 購入」など環境に配慮した消費行動の実践を促すため、3R推進月間中、流通事業者等の 協力を得ながら、都道府県と共同で「環境にやさしい買い物キャンペーン」を全国的に展 聞

3.進捗状況

(平成15年度の状況)

内閣府

・実施内容:事業者向けの店頭掲示用ポスター(約3万部)や、買い物と環境との関係を分かり易く解説した大人向けハンドブック(約10万部)の作成・配布 等

都道府県

・参加数 : 3 9 都道府県(14年度:27都府県)

・実施内容:「ポスターの作成・掲示」、「各種広報媒体によるPR」、「ステッカー等の配布」、「グリーン購入セミナーの開催」 等

流通事業者・小売事業者

・参加数 : 内閣府及び都道府県からの協力要請により、全国で約 6,100 社、約 15万1千店舗が参加(平成14年度約2,900社、約11万店舗)

・実施内容:「ポスター、チラシ、店内放送等による呼びかけ」、「環境配慮型商品コーナーの設置」、「買い物袋持参者へのスタンプの押印」 等

4.今後の課題・見直しの方向性

平成16年度以降も、本キャンペーンを引き続き実施。実施に際しては、前年のキャンペーンの成果・課題等を踏まえ、毎年、実施体制・内容の必要な見直し・充実を図っていく。

府省名 防衛庁

1.第2節-ライフスタイルの変革	
2.取組の概要	TT-1
防衛庁環境配慮の方針においては、環境施策の推進として環境教育の推進を掲げ、	職
員の環境対策に関する意識の向上を図ることとしている。	
3. 進捗状況	
環境教育の推進については、よく実施されているところである。	
4 条後の細胞、日本しの大白性	
4.今後の課題・見直しの方向性	_
環境対策の根幹は、職員一人一人の環境保全への意識を高めることが肝要であると	
認識の下、引き続き職員に対し積極的に環境保全に関する意識の高揚を図っていくこ	ے ـ
とする。	

府省名:文部科学省

1.第2節 1

2.取組の概要

1.環境に関する学習の推進

「地域 NPO との連携による地域学習活動活性化支援事業」において、環境保全などの課題について、地域社会全体で課題解決に取り組むことができるよう、行政とNPOをはじめとする民間団体との連携による地域学習活動の活性化を支援する。

2.「環境教育グリーンプラン」による環境教育の推進

- (1)「環境教育実践普及事業」において、 環境教育実践モデル地域の指定、 環境のための地球学習観測プログラム(GLOBE)への参加、 環境教育に関する実践発表大会の開催、 環境教育普及用リーフレットの作成・配布により、環境教育に関する優れた実践を促し、その成果の全国への普及を図る。
- (2)「環境教育に関する総合的な情報提供体制の整備」において、環境教育に関する望ましい情報提供のあり方等について検討を行い、環境省との連携協力により児童生徒・教職員が活用できる環境教育情報提供システムを構築する。
- (3)「環境教育・環境学習指導者養成基礎講座」において、環境省との連携・協力により環境教育に携わる指導者の養成のための講習会を開催する。

3.進捗状況

1 . 環境に関する学習の推進

平成15年度においては、「環境・資源・エネルギー」に関して101事業の取り組みを支援した。

2 .「環境教育グリーンプラン」による環境教育の推進

平成15年度においては、「環境教育実践普及事業」において、新学習指導要領の趣旨の実現を図るため、学校、家庭、地域が一体となって環境教育を推進する「環境教育実践モデル地域」(13市町村80校)の指定や、身近な環境を測定し地球規模の環境についての学習に取り組む「環境のための地球学習観測プログラム(GLOBE)」の学校(20校)の指定など、環境教育に関する優れた実践を促すとともに、これらの実践等を全国に発表する場「環境教育に関する実践発表大会(全国環境学習フェア等)」の開催、「環境教育普及用リーフレットの作成」に取り組んできた。

「環境教育に関する総合的な情報提供体制の整備」において、学校における環境教育に関する実態や教育現場におけるニーズ、望ましい情報提供の在り方等について把握した上で、環境教育に関する総合的な情報提供体制の整備の在り方及び環境教育推進のための教材開発の在り方について調査研究に取り組んだ。

「環境教育・環境学習指導者養成基礎講座」において、環境省と連携し、教員等をはじめ環境教育・環境学習の指導者に対する基礎的な講習会「環境教育リーダー研修基礎講座」を全国4地域に分け、開催県教育委員会の協力のもと、教員120名に対して研修を実施した。

4.今後の課題・見直しの方向性

1.環境に関する学習の推進

「地域 NPO との連携による地域学習活動活性化支援事業」を平成 1 5 年度限りで廃止し、 平成 1 6 年度以降は、社会教育の活性化を目的としたモデル事業において、環境に関する取り組みも実施可能としているところである。

2.「環境教育グリーンプラン」による環境教育の推進

指導内容の改善・充実や教員の指導力の向上に努め、環境教育に関する優れた実践事例の促進や普及に取り組んできたが、今後は、環境教育の充実を図るため実践事例や教材等の情報提供体制の整備を進めることとしている。

府省名:文部科学省

1.第2節-2

2.取組の概要

環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備

環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備を促進し、環境教育・環境学習等の推進 を図る。その概要は以下の通り。

- (1)「文教施設の環境対策に関する調査研究」において、各地方公共団体等へ環境を考慮した学校施設の整備に関する調査研究(「環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備推進に関するパイロット・モデル事業」)を委嘱し、その結果を教育委員会等に通知し、普及・啓蒙を図る。
- (2)「私立高等学校等施設高機能化整備費補助」の「私立学校エコスクール整備推進モデル事業」において、私立高等学校等に対する環境へ配慮した施設づくりと環境教育のための施設整備として、環境に配慮した校舎施設の改造工事に対して補助を行う。

3.進捗状況

環境を考慮した学校施設 (エコスクール)の整備

平成15年度においては、「環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備推進に関するパイロット・モデル事業」の研究を2地方公共団体に委嘱し、同事業として97校を認定するとともに、「私立学校エコスクール整備推進モデル事業」について学校法人からの補助申請に基づき、13校の計画を採択した。

4.今後の課題・見直しの方向性

環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備

平成16年度以降においても、「環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備推進に関するパイロット・モデル事業」及び「私立学校エコスクール整備推進モデル事業」を 実施し、環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備推進を図ることとしている。

府省名	厚生労働省	

4	44	$\overline{}$	^~
	-	_	ВΠ

2.取組の概要

リデュース・リユース・リサイクル(以下、「3R」という。)活動を通じて顕著な功績をあげている個人、事業所等のうち、特に貢献の認められる者を表彰することにより、3Rの促進及び意識の高揚を図ることを目的とした、リデュース・リユース・リサイクル推進協議会が主催する「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」を後援し、同会の表彰審査委員会に参画している。なお、当省所管事業(医薬品等に限る)について優れていると審査委員会で評価されたものについては、厚生労働大臣賞を交付することを許可している。

3.進捗状況

平成4年度以降これまでの間に、製薬企業の事業所等に対し、内閣総理大臣賞1件、厚生労働大臣賞12件及びリデュース・リユース・リサイクル推進協議会会長賞8件が交付され、製薬業界における3Rの取組につき、意識啓発を進めている。

なお、平成 15 年度は、当省所管事業者に対し、リデュース・リユース・リサイクル推 進協議会会長賞 3 件が交付された。

4.	今後	ത	課題	• 5	直見	しの	方	向作	生

J	府省名	農林水産省	

1.第2節-ライフスタイルの変革

2.取組の概要

- (1). 農山漁村に滞在し、地域の自然や文化に触れるグリーン・ツーリズムを総合的に推進する一環として、農山漁村情報の受発信の強化、インストラクター等の人材育成、交流の拠点施設の整備等を支援。
- (2). 地球温暖化防止等森林のもつ公益的機能や、社会全体で森林整備と森林資源の循環利用を推進することへの国民的理解を醸成していく観点から、教育分野と連携した学校の内外における森林環境教育を推進。

3.進捗状況

- (1). 平成 1 5 年度において、 農山漁村情報の受発信の強化としてグリーン・ツーリズムポータルサイトの立ち上げ、 インストラクター等の人材育成として全国で 5 0 4 人のグリーン・ツーリズムインストラクター等を育成、 交流の拠点施設の整備として全国 2 1 カ所で交流施設等の整備を実施。
- (2). 文部科学省と連携して、子どもたちが森林内でさまざまな体験ができる機会を提供する「森の子くらぶ活動推進プロジェクト」を推進。

国有林においては学校等が体験学習等を実施するためのフィールドを提供する「遊々の森」の設定等を推進:71箇所、3,132ha(平成15年度末現在)。

4.今後の課題・見直しの方向性

- ・都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルの実現や農山漁村地域の活性化、都市と 農山漁村の共生・対流の実現に向け、引き続きグリーン・ツーリズムの総合的な施策を実施 する必要。
- ・ 広範な連携・協力による森林環境教育の推進、 森林体験活動の指導者の育成や活動の場 等の条件整備の推進 森林体験学習等における安全管理体制の充実。
- ・国有林の「遊々の森」については、引き続き積極的な設定等を推進するとともに、国有林野 を活用した、森林環境教育の推進に対する期待の高まりへ的確に対応。

府省名	経済産業省
	江乃注未日

1.第2節 ライフスタイルの変革

2.取組の概要

循環社会形成に向け必要な情報提供を行うべく、3R(リデュース・リユース・リサイクル)普及啓発活動を実施。事業者、消費者、自治体、NPO・NGOなどに対して3R 関連法や制度の周知を図るとともに、各主体の3R活動の実践を促す。

実施項目としては、各種普及啓発資料の作成・配付、ホームページの運営、毎年10月のリデュース・リユース・リサイクル推進月間(3R推進月間)における普及啓発活動等を実施。

3.進捗状況

普及啓発資料としては、消費者向けに「3R いま地球のためにできること」、「容器と 包装リサイクルワンダーランド」などを作成・配付。また、地域における普及啓発の促進 を目的として容器包装リサイクル教材などの体験教材を作成。

ホームページについては、平成16年3月に経済産業省「3R政策」のページとしてリニューアルし、内容を大幅に拡充。

3 R推進月間関連としては、ポスター作成配付のほか「3 R功労者等表彰」等の各種行事を開催。

4.今後の課題・見直しの方向性

3 R 推進月間関連の「3 R 功労者等表彰」については、関係省庁と連携し実施しているところであるが、ポスター作成配付などについても更なる省庁連携を検討することが今後の課題。

環境省大臣官房

府省名 政策評価広報課環境対策調査室

1.第2節-

2.取組の概要

全国 9 箇所の地方環境対策調査官事務所において、小中学生を主な対象とした環境教育・環境学習に取り組んでおり、スライドやパンフを活用した視覚に訴える判りやすい方法を主とし行っている。

また、6月の環境月間に併せて、他省庁、地方公共団体、NPOと連携したイベントのや「環境白書を読む会」を開催する等、広く一般国民に向けた環境保全に対する普及啓発活動に取り組んでいる。

3.進捗状況

環境学習の取組としては、15年度の実績として81件、そのうち循環型社会形成に関する内容については22件となっている。

4.今後の課題・見直しの方向性

ゴミ問題等の環境問題については、小中学校で取り組まれている総合学習の場での関心が高く、環境教育・環境学習の重要性を鑑み、環境省の地方での窓口である地方環境対策調査官事務所において今後も継続していく必要がある。

現状の課題としては、机上での学習が主となっているため、リサイクルセンターの見学など「体で感じる」という実体験を元にした学習方法を構築していく必要がある。

また、NPOとの連携を基本にした環境パートナシッププラザをとおして、地域住民自らが環境保全を参加・実践する拠点造りに向け準備をしている段階である。

府省名 環境省 廃棄物・リサイクル対策部

1. 第 2 節

2.取組の概要

国民・NPO/NGO 及び事業者等による3Rの取り組みを促進するため、ごみを減らす暮らし方を「リ・スタイル」として提唱し、著名人へのインタビューやイベント等のレポート、暮らしやビジネスに関する情報をインターネットを通じて情報提供している他、小中学生を対象としたパンフレット、循環基本法を紹介するパンフレットを作成して普及啓発活動を実施している。

3. 進捗状況

循環型社会の実現を目指し、国民のライフスタイルの変革を促すために web マガジン「Re-Style」を発行し、著名人の取り組みのインタビュー形式での紹介を8回、NPO/NGOの取り組み等の紹介を10回、比較的大規模なイベントにおける取り組みの紹介を8回、暮らしに関するコラム3本をそれぞれ2回更新し、ユーザーが記事を楽しみながら循環型社会の形成に関する情報を得られるようサイトの内容を工夫してライフスタイルの変革を促す情報を提供した。また、同web サイトでは、ユーザーが目的に応じて循環型社会の形成するための暮らしに関する情報を引き出せるようにしている。

また、イベント等における小中学生向けパンフレットやエコバッグ等の配布、啓発活動の 実施等による普及啓発活動を行った。

4.今後の課題・見直しの方向性

web マガジン「Re-Style」のイベントとの連携等による新たなユーザーの獲得及び内容の充実強化、各種イベントへの積極的参加により普及啓発活動を継続する。

府省名 環境省 廃棄物・リサイクル対策部

•	**	$\overline{}$	**	
ı	柔	7	即	_

2.取組の概要

国民、事業者、行政がごみ問題に関するそれぞれの知識や実践活動の情報を交換するとともに、参加者一人一人が自らのライフスタイルを見直す機会を提供することを通じ、ごみの減量化やリサイクルの推進に関する理解を深めるため、ごみゼロ型社会の実現に向けた各種取組の紹介、シンポジウム、ポスターコンクール表彰等を実施。

3.進捗状況

平成15年10月25日から26日に富山県富山市において市民、事業者、地方公共団体職員等約2万人の参加者を得て「第2回ごみゼロ推進全国大会」を開催した。

4.今後の課題・見直しの方向性

「ごみゼロ推進全国大会」に加え、国民一人一人の更なる意識改革の向上を図るため、全国のブロック単位ごとに、ごみの減量化に向けた各種取組の紹介やイベント、マイバックキャンペーン等を実施することにより、地域と密着した施策の推進を図る必要がある。

府省名 環境省 総合環境政策局

1.第2節 2-1

2.取組の概要

平成 1 5 年 7 月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(以下「環境保全活動・環境教育推進法」)が成立した。同法に沿って、国民各界各層が環境に配慮した行動をとるよう、全ての年齢層を対象に環境教育・環境学習を推進する。具体的には、環境カウンセラー等の人材の育成、こどもエコクラブによる環境教育・環境学習の場や機会の提供、環境学習プログラムの整備などを行う。

3. 進捗状況

環境保全活動推進法に基づき、国民各界各層の環境保全に関する理解を深めるための環境 教育・環境学習の推進、環境保全活動に取り組む意欲を高めていくための体験機会や情報 の提供等を行った。主な事業の進捗状況は以下の通り。

こどもエコクラブの会員は8万人を突破し、環境カウンセラーの登録数は3,611人に達し、人数は着実に増加を続けており、学習機会や人材育成の基盤は確立しつつある。総合的な環境学習プログラムをCD-ROMで作成・配付し、学校や地域の環境教育の現場に広く活用された。

地方自治体において実施した「体験的環境学習推進事業」について効果検証を行い、 従前作成された人材育成プログラムが環境教育の現場で有効に活用された。

平成15年度から新たに文部科学省と連携し、環境教育を行う人材育成のための研修会を実施し、環境教育・環境学習に関するデータベースの開発に着手した。

4.今後の課題・見直しの方向性

環境保全活動・環境教育推進法を適切に運用するとともに、人材育成、プログラムの整備、情報提供、環境教育・環境学習の場や機会の拡大などの各種施策の更なる充実が必要となる。また、平成 14 年末の国連総会において採択された「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」が 2005 年より始まり、各国が具体的な取組を開始することとなっている。

府省名 環境省 総合環境政策局

1.第2節-2

2.取組の概要

国民、NPO・NGO及び事業者などによるグリーン購入が促進されるよう、グリーン 購入の意義については、パンフレットの作成・配布やフェアの開催等を通じて積極的に普 及啓発を行うとともに、各地域でのグリーン購入地域ネットワークの構築を促進するた め、マニュアルの作成・配布や研修会の開催等を通じて、地域ネットワークづくりのため のノウハウを普及する。

また、行政機関や企業がそれぞれのホームページなどで公開しているグリーン購入の取り組みに関する情報を提供するグリーン購入取組事例データベースを構築した。

3.進捗状況

平成15年度においては、全国各地域でグリーン購入フォーラムを3カ所、グリーン購入セミナーを14カ所で開催し、今後もフォーラム、セミナーの開催を予定している。 グリーン購入取組事例データベースは平成16年度より運用を開始するためデータベースを構築した。

4.今後の課題・見直しの方向性

今後も引き続き情報提供に努めるとともに、フェア・セミナー等の充実を図る。 また、組織でのグリーン購入の取り組みを更に促進するため、これまでのセミナーに加 え企業や団体等を対象に実務研修会等を行っていく必要がある。

府省名 環境省 総合環境政策局

1.第2節-3

2.取組の概要

国民、NPO・NGO及び事業者などの各主体が、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的取組を行うために、各主体間のネットワークを構築し、循環型社会の形成を着実に推進するための情報の集積・交換・提供等を行う。

3.進捗状況

- ・地球環境パートナーシッププラザでは、パートナーシップの促進、NGO支援、環境情報の提供・普及をその事業の柱として実施している。また、このような情報の提供・普及に当たっては、地球環境パートナーシッププラザのホームページや、メールマガジン、情報誌等を効果的に活用している。
- ・支援拠点の設置や、NPO等との協働での事業実施、市民参画型の政策立案過程の導入など、NPOや企業、市民とパートナーシップ・協働での取組は着実に広がりつつある。
- ・環境NGO等と環境省との政策立案面におけるパートナーシップを促進・強化するために、NGO等から環境に関する優れた政策提言を募集し、優秀な提言の選定、発表会の開催を行っている。その中で特に優れた提言については、環境省の施策への反映とともに、行政とNGOのパートナーシップによる施策形成の可能性について検討するために、追加調査を行った。

4.今後の課題・見直しの方向性

・地域での循環型社会の形成を着実に推進するため、各主体が協働で事業を実施し、政策 立案に多様な主体が関わるためのルールと適正な仕組みの検討をより一層進めていく必 要がある。

<u>府 省 名 防 衛 庁</u>

1. 第 3 節 - 循環型社会ビジネスの振興

2. 取組の概要

防衛庁環境配慮の方針においては、事務活動における環境配慮としてグリーン調達 の推進を掲げ、環境負荷の少ない製品等を選択・調達することとしている。

環境基本計画に基づき、防衛庁環境配慮の方針を推進するために、防衛庁環境管理 システムの基本的事項及び体制について定めた防衛庁環境管理システム設置要綱を 策 定している。

3. 進捗状況

グリーン調達の推進については、よく実施されているところである。

4.今後の課題・見直しの方向性

環境へ及ぼす影響を低減するため、物品やサービスの調達に当たっては、引き続き環境負荷の少ない製品等を積極的に選択し、グリーン調達を積極的に進めていくこととする。

1.第3節

2.取組の概要

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。)第6条に規定された「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)(平成16年3月16日閣議決定)に従い、総務省における「環境物品等の調達の推進を図るための方針」(以下「調達方針」という。)の策定・公表を行い、調達方針に基づいた環境物品等の調達を実施し、調達実績について環境大臣へ通知するとともに公表を行う。

3.進捗状況

調達方針については、平成15年4月1日に策定(公表は4月4日)。

平成15年度の環境物品等の調達実績については、平成16年7月28日に環境大臣へ通知を行い、平成16年8月3日に公表。

なお、平成15年度の調達実績においては、調達方針に定められた目標を全体として90%以上の品目が達成し、中には基本方針の基準を上回る物品を調達した品目もあったが、機能・性能上の必要性等の理由により一部の物品については調達できなかったところである。

4.今後の課題・見直しの方向性

今後も、グリーン購入法に基づき、毎年度、調達方針の策定・公表、調達実績の環境大臣への通知・公表を行うとともに、調達方針に基づいた環境物品等の調達を引き続き実施する。

府省名:総務省公害等調整委員会事務局

1.第3節-循環型社会ビジネスの振興
2.取組の概要
消費者として、グリーン購入の徹底。
3.進捗状況
徹底されている。
引き続き、グリーン購入法を心がける。

府省名 外務省

1. 第3節 - 循環型社会ビジネスの振興

2.取組の概要

循環型社会形成のための取組として、主として次の省内措置を講じることとした。 産業廃棄物の運搬・処理に際し、排出事業者たる当省としての「排出者責任」の徹底を図る。

省内各部署における再生品の使用を促進する。

「拡大生産者責任」を踏まえ、不用となった製品等の生産者による引き取りを促進する。

3.進捗状況

上記各措置の進捗状況は次の通り。

廃棄物運搬・処理専門業者の選定及び契約締結を官房会計課に一元化することにより、不 法投棄等の懸念を減少させるとともに、中小企業を中心とするいくつかの業者との取引実績 を通じ、業者に対する評価を積み重ねつつある。

事務用品等の選定にあたっては、可能な限り再生品を選定するよう配慮しており、グリーン購入法特定品目については適合品の調達率がほぼ100%に達した。

不用となった什器等の回収・引き取りを積極的に行うよう業者に働きかけることとしており、うがい器、特殊什器等の分野で実績を挙げつつある。

4.今後の課題・見直しの方向性

廃棄物の発生抑制のための措置について具体的方策を検討する必要がある他、上記各措置 についても更に推進していく。

府省名: 文部科学省

1.第3節

2.取組の概要

1 .「戦略的創造研究推進事業」

独立行政法人科学技術振興機構の「戦略的創造研究推進事業」において、国の定めた戦略目標「資源循環・エネルギーミニマム型社会システムの構築」の達成に向け、研究領域「資源循環・エネルギーミニマム型システム技術」を設定しており、大量資源消費型文明社会を是正し、持続的発展を可能とする社会を構築するため、地球温暖化等の環境問題を克服し、資源循環・エネルギーミニマム型システムの構築を目指す研究を実施する。

2 .「科学技術振興調整費」

生活・社会基盤研究(生活者ニーズ対応研究)として、「都市ゴミの高負荷価値資源化による生活排水・廃棄物処理システムの構築」により、生ごみの再利用・リサイクルを目的に生ごみを原料として生分解性プラスチック(ポリ乳酸)を製造する技術システムの開発を行ったほか、「乳酸生成糸状菌による濃酸花梗副産物利用技術の開発」を行い先導的研究等を推進し、総合的研究として「エネルギー半減・環境負荷ミニマムを目指した高炉の革新的精錬反応に関する研究」、「材料の低環境負荷ライフサイクルデザイン実現のためのバリアフリープロセシング技術に関する研究」を行った。また、「廃棄物・新素材による土壌浸透システム開発」、「食品廃棄物処理システム中の微生物群の動態」といった産学官共同研究開発を実施。

3.技術士(環境部門)の認定

環境保全計画の策定や環境測定など地方公共団体や企業の環境保全活動に関して、文部 科学省においては、有能な技術者を「技術士(環境部門)」と認定し、活用を促進している。

3.進捗状況

1 .「戦略的創造研究推進事業」

平成10年度に5件、平成11年度に5件、平成12年度に6件の研究課題を採択し、高リサイクル性を有する樹木の同定・選抜技術及びその自動化装置の開発や、植物資源の高度循環資源システムの構築、資源回収型の都市排水・廃棄物処理システム技術の開発等の研究を推進。平成10年度採択の5課題については、平成15年度で研究終了。

2 .「科学技術振興調整費」

生活・社会基盤研究(生活者ニーズ対応研究)「都市ゴミの高負荷価値資源化による生活排

水・廃棄物処理システムの構築」(H11-H15)

先導的研究等の推進「乳酸生成糸状菌による濃酸花梗副産物利用技術の開発」(H13-H15) 総合研究「エネルギー半減・環境負荷ミニマムを目指した高炉の革新的精錬反応に関する研究」(H11-H15)

総合研究「材料の低環境負荷ライフサイクルデザイン実現のためのバリアフリープロセシング技術に関する研究」(H11-H15)

産学官共同研究の効果的な推進「廃棄物・新素材による土壌浸透システム開発」(H14-H16) 産学官共同研究の効果的な推進「食品廃棄物処理システム中の微生物群の動態」(H14-H16)

3 . 技術士(環境部門)の認定

平成16年3月末において686名が「技術士(環境部門)」として登録されている。

4.今後の課題・見直しの方向性

1 .「戦略的創造研究推進事業」

平成11年度採択の5課題及び平成12年度採択の6課題は、それぞれ平成16年度、17年度に研究を終了する。

2 .「科学技術振興調整費」

科学技術振興調整費を活用した取組(上記 ~)においては、平成15年度終了課題については今年度、平成16年度終了課題については来年度に事後評価を行う。

3.技術士(環境部門)の認定

引き続き、「技術士(環境部門)」の登録を実施する。

府省名 厚生労働省	
-----------	--

1.第3節-1

2.取組の概要

地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題はその原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠。このため、あらゆる分野において環境負荷の低減に努めていく必要があり、環境物品等への需要の転換を促進していくために、環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務の調達を総合的かつ計画的に推進するものである。

3.進捗状況

- (1) 環境物品等の調達の推進を図るための方針(以下「調達方針」という。)の策定等を行い、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。
 - <平成15年4月1日 調達方針を策定・公表>
- (2) 環境物品等の調達に当たっての配慮の実績

調達方針に基づき、調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用する ことにより、判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品 の調達に努めた。

(3) 特定調達物品等以外の環境物品等の調達状況

特定調達物品等以外の物品等の調達に当たっては、調達方針に準じて、エコマーク等の認定を受けている製品又はこれと同等の環境物品を調達するように努めた。

4.今後の課題・見直しの方向性

平成15年度の調達については、実績が調達目標値に及ばない品目があるので、平成16年度以降においては、更に調達目標値を達成した品目が増えるよう努力していきたい。

府省名 厚生労働省

1.第3節-2
2.取組の概要
生活衛生関係営業者による環境配慮の取組の推進を図ることを目的とし、生活衛生関係
営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和34年法律第164号)に基づく「振興
指針」の見直しの際に、随時環境配慮に関する事業内容をより積極的に位置づける。
3.進捗状況
理容業、美容業、クリーニング業、飲食店営業(すし店) 興行場営業の5業種の振興
指針の全部改正の際に、環境配慮に関する事業の推進を積極的に図るよう位置づけた。
4.今後の課題・見直しの方向性

府省名 農林水産省	
-----------	--

1.第3節 - 循環型社会ビジネスの振興

2.取組の概要

- (1). 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)により、 特定調達物品等について、目標値を設定。また、再生産可能な資源である木材の有効利用の ため、間伐材等を利用した机等について、その導入を促進することとした。さらに、植物を 原料とするプラスチック製品を積極的に調達することとした。
- (2). 第3 セクター、事業協同組合、食品関連事業者等が、食品循環資源の再生利用のために行う先導的・モデル的な施設整備に対する補助を実施。
- (3).家畜排せつ物、食品加工残さ等の有機性廃棄物及び農林水産業施設廃棄物についての革新的な循環・利用技術の開発、再生可能な作物資源由来の工業原材料を生産する技術の開発、地域におけるバイオマスの賦存状況を把握した上で、飼料・肥料、工業原材料等の資源として循環利用していくためのシステム化技術の開発を実施。
- (4). 最先端の生成技術や生物工学的技術を活用して、水産生物の有用成分利用技術の開発、 水産廃棄物を活用したエネルギーへの利用化技術の開発など、水産資源を有効に利用する技 術開発を実施。

3.進捗状況

(1). 環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成15年2月28日閣議決定)に定められている176品目のうち、125品目について目標値を設定したが、そのうちの26品目については目標を達成した。また、88品目については90%以上の目標達成となった。

机や封筒などにおいて、間伐材等の木材を利用した製品を積極的に調達するとともに、公 共工事においては、間伐材による小径丸太の利用に努めた。

さらに、クリアホルダーについては、植物を原料とするプラスチック製品を優先的に選択 するよう努めた。

- (2). 先進的・モデル的な食品リサイクル施設5地区の整備を支援。
- (3). 排せつ物の革新的な循環・利用技術の開発

乾式メタン発酵による家畜排せつ物処理方法の開発及びUASB法による畜舎汚水処理方法を開発し、実用規模による実証試験を行い、データ収集・解析を実施。また、家畜排せつ物を用いた堆肥を評価するためのマニュアルを作成。

食品加工残さ等の有機性廃棄物及び農林水産業施設廃棄物についての革新的な循環・利 用技術

オカラ・果汁残さを主体とした生分解性植物ポットの試作、再資源炭の作物に対する影響の確認及び悪臭吸着効果を確認

作物資源由来の工業原材料生産技術の開発

バイオマスを原料にメタノールを生産する農林バイオマス1号機を開発し、同機に接続 するガス化発電システムの開発。

バイオマスの地域循環利用システム化技術の開発

地域の物質循環を診断するソフトウェアの開発。

(4). 水産生物の有用成分利用技術の開発

未利用水産資源を利用したエキスの開発を実施し、平成15年度までで、サケの皮からのコラーゲンペプチドの調製、カレイの中骨からのエキス・カルシウムの調製。

水産廃棄物を活用したエネルギーへの利用化技術の開発

水産加工廃棄物を用いたメタン発酵によるエネルギー利用への技術開発を行っており、 有用利用製法の開発及び未利用生物資源等が有する有効成分や機能を活用して食品等 への転換を図る技術開発に努めているところ。平成15年度は、魚腸骨、フロス、余剰 汚泥の基質別固定床メタン発酵試験(ラボスケール)を実施。

4.今後の課題・見直しの方向性

- ・ 今後の調達においては、本省から地方機関への情報提供をより密にするとともに、グリーン購入の趣旨を各機関に徹底を図る等、目標達成に向けての工夫が必要である。
- ・ 引き続き、食品循環資源の再生利用のための先導的・モデル的な施設整備を実施。
- ・「農林水産バイオリサイクル研究」では、「バイオマス・ニッポン総合戦略」に即したバイオマスの持続的な利活用のため、生産・収集・変換・利用の各段階が有機的につながり、かつ、全体として経済性がある循環システムを構築するため、従前より個別のバイオマス変換・利用技術の開発を中心に取り組んできたところであるが、平成16年度から、バイオマスの地域循環利用システム化技術の開発、多段階利用による地域モデルの構築及びその実証に取り組み、バイオマスの総合利用による地域循環システムの実用化を推進。
- ・ 水産資源を有効に利用する技術開発については、

水産生物の有用成分利用技術の開発

今後は有用海洋酵母(未利用微生物)を探索しエキス製法を検討確立

水産廃棄物を活用したエネルギーへの利用化技術の開発

他の水産廃棄物を基質とする試験等を行い、実証化へ向け、モデルシステムの概念計画 策定などを実施。

府省名 経済産業省

1. 第 3 節 - 1 循環型社会ビジネスの振興

2.取組の概要

環境配慮型製品にかかる情報開示基盤を構築し、環境配慮型製品の普及を促進するため、ライフサイクルアセスメント(LCA)を用いて、資源採取から製造、使用、廃棄・リサイクルまでの製品のライフサイクル全体を通じての環境負荷の定量的データを、事前に設定された環境指標を用いて表示する環境ラベルであり、ISO 分類において環境タイプ 環境ラベルに位置づけられる「エコリーフ環境ラベル」の普及に取り組む。

3.進捗状況

社団法人産業環境管理協会を運営母体として平成14年度にプログラムがスタートし、 平成15年度末で128件のエコリーフ環境ラベルが登録されている。

また、開催期間に11万4000人が来場したエコプロダクツ2003において、エコリーフ環境ラベルについて普及のための展示を行った。

4.今後の課題・見直しの方向性

製品分類の業種やエコリーフラベルの利用者を増やすための普及活動を推進する。また、ISOにおけるタイプ 環境ラベルの国際規格化の動きを支援していく。

府省名 経済産業省

1. 第 3 節 - 2 循環型社会ビジネスの振興

2.取組の概要

平成15年4月8日に開催した環境資源循環専門委員会において、平成14年度に設定した「環境JISの策定アクションプログラム」の中で定められている環境JIS策定中期計画を改定した。下表-1に再生品などの評価基準や試験評価方法を含む「3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進」に分類したテーマを示す。

策定予定年度	1 5 年度	16・17年度	時期未定
テーマ数	6	2 1	9

表 - 1 環境 JIS 中期計画 (平成 1 5 年 4 月改定)における「3 R の推進」のテーマ数環境 JIS 策定中期計画に基づき、各分野で規格の策定及び調査研究を行っている。

3.進捗状況

平成15年度に「3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進」テーマについて制定・改定した再生品などの評価基準や試験評価方法の規格は10件で、例えばレディーミクストコンクリート JIS A5308 2003/12/20 改正などがある。

平成16年3月25日に開催した環境資源循環専門委員会において、環境JIS策定中期計画を改定した。「3Rの推進」に関して8テーマ追加し、5テーマ廃止している。下表 - 2に再生品などの評価基準や試験評価方法を含む「3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進」に分類したテーマを示す。

策定予定年度	16年度	17・18年度	時期未定
テーマ数	9	1 7	5

表 - 2 環境 JIS 中期計画 (平成 1 6 年 3 月改定)における「3 Rの推進」のテーマ数

4.今後の課題・見直しの方向性

環境関連法規、公共調達基準などへの引用・活用が可能となるように分野別環境配慮規格整備方針に基づき規格の策定又は改正に際し環境側面の導入を考慮し、整備方針に関する情報をJIS原案作成団体やISO・IEC国内審議団体などに積極的に提供し、規格作成段階における環境側面の導入を促進する。

環境配慮などの側面情報を充実させた新JISマーク表示制度などの適合性評価制度を念頭に置いた環境配慮規格の作成を促進する。

1. 第3節-3 循環型社会ビジネスの振興

2.取組の概要

中小企業等の経営層、管理者層および実務者層を対象に、環境経営の理解促進を図り、その実践的展開に資するための情報提供の一環として、環境経営の実践に有効な環境管理手法等の研修の実践的展開に資するための情報提供の一環として、環境経営の実践に有効な環境管理手法などの研修(循環ビジネス人材教育事業)を全国的に展開するとともに、より企業の具体的なニーズに合わせたきめ細やかな助言を行うためのアドバイザー派遣(「循環ビジネスアドバイザー派遣事業」)を実施する。

3.進捗状況

循環ビジネス人材教育事業については、平成15年11月から平成16年3月までの間に、19回(26日)の研修を実施し、名簿に登録された研修参加者の総数は1898人(1研修あたり約100人)であった。

4.今後の課題・見直しの方向性

循環ビジネス人材教育事業については、平成15年度の研修実施結果を踏まえ、平成16年度も中小企業を主対象に、環境経営の普及/促進を目的とした事業を行う。さらに、平成16年度より、循環ビジネスアドバイザー派遣事業を実施する。

府省名 経済産業省

1.第3節-4 循環型社会ビジネスの振興

2. 取組の概要

循環型社会構築のためには、企業、市民、行政等あらゆる主体が相互に連携・協働し、その有する人材や資源等を最大限有効に活用することが不可欠である。

しかし、このように企業、市民、行政等が連携した活動は、その活動拠点、活動費用等の面で必ずしも自立的に進展する状況にはなく、連携のチャンスやルートも限られているのが現状である。

このため、事業者、NPO、市民などの各主体が持つ能力が充分に発揮されるよう、地域における企業、市民等が連携した環境に配慮したまちづくりに資する「環境コミュニティ・ビジネス」を発掘し、その展開を支援することを通じて、持続的かつ効率的な環境負荷の低減を図る事業を実施した。

3. 進捗状況

平成15年度より、企業・市民等連携環境配慮活動活性化モデル事業(環境コミュニティ・ビジネス事業)を実施し、地域における企業、市民等が連携した先進的な「環境コミュニティ・ビジネス」を公募により掘り起こし、事業委託費によりその展開を支援するとともに、その成果、課題等を評価し、広く普及・啓発を行った。

具体的には全国220件の応募の中から9件のモデル事業を採択し、各採択団体の活動内容について、経済産業省ホームページ等により広〈周知するとともに、東京で開催されたエコプロダクツ展、成果発表会(参加者 163 名)において、モデル事業の活動成果を報告するなど普及・啓発を行った。

本事業により、資金面のぜい弱なNPO等のビジネスモデルの立ち上げに要する関係者間の連携体制の構築や、事業展開に必要な準備作業に要する経費を支援することによって、全国のモデル事業として波及、新たな連携の体制の構築等が可能になり、持続的かつ効率的な環境負荷低減に寄与した。

4. 今後の課題・見直しの方向性

平成15年度採択事業の環境負荷低減効果、ビジネスとしての成功度、他地域への波及効果等をより検証していくことが必要。

コミュニティ・ビジネス事業者が求める支援は資金、人材、ノウハウ等多岐にわたり、かつ、活動分野も多様であることから、行政が支援するにあたって、コミュニティ・ビジネス支援関係省庁合同の支援体制や、ワンストップサービス窓口の設立等縦割りの弊害を除去していく工夫が必要。

「環境コミュニティ・ビジネス事業」において、国がモデル事業として取り上げた場合、その事業の認知度が向上するという効果は大きく、その点を十分に評価のうえ事業継続する方針。

平成16年度は地域における環境コミュニティ・ビジネスのネットワーク構築も図られるよう、シンポ

ジウムやセミナーを全国で開催。
「国の取組」に係る進捗状況調査票(様式1)
今後は国際的な動きをにらみつつ、回収・リサイクルといった下流対策から環境配慮設計のような上流対策へ、従来リサイクル中心であった分野をリユース・リデュースに目を
向第た節野ふと循 園型政策的 区関 另の 振響研究開発ターゲットを移行していき、より一層
効果的の概要本的な3R対策を進めていく。
│ 大量排出、処理困難、資源有用性等の観点から、必要な3R技術の高度化を図ることに │より、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型経済社会システムから脱却し、環境と経済
より、促未の八重王産・八重府員・八重廃業室経済社会システムがら脱却し、環境と経済 が統合された循環型経済社会システムを構築するため、
・ 再生利用率を一般廃棄物で24%、産業廃棄物で47%にする
・ 最終処分量を一般廃棄物、産業廃棄物とも1997年度に比して半減する
ことを目標とし、3 R対策の促進に必要な基礎研究、実用化開発等技術開発を体系的に実
施してきた。
3.進捗状況
15年度は、自動車や家電分野を中心に3R基盤技術の高度化を図るべく7プロジェク
トについて研究開発を実施し、3R技術の普及促進のための実用化補助事業として10テ
ーマについて補助事業を実施し、3 R 対策の推進を図った。
4.今後の課題・見直しの方向性
所省名 経済産業省 Range

1. 第3節-6 循環型社会ビジネスの振興

2.取組の概要

- ・リデュース・リユース・リサイクルに資する設備の導入にあたり、一定の要件を満たす ものについては、日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融公庫、中小企業金融公庫、国民生 活金融公庫から、低利融資を行う。
- ・リサイクルに資する設備の導入にあたり、一定の要件を満たすものについて、設備の特別償却、固定資産税の軽減を行う。
- ・リサイクルに資する施設の導入にあたり、一定の要件を満たすものについては、「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法」に基づき、補助金、融資といった支援措置を行う。
- ・リサイクルに資する施設の導入やリサイクルに関する技術開発にあたり、一定の要件を満たすものについて、「エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法施行令」に基づく承認を受けた場合に、利子補給、債務保証、税制優遇措置といった支援措置を行う。

3.進捗状況

・ 日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫の低利融資についての結果 は以下の通り。

1 4 年度	件数	総融資額(百万円)
日本政策投資銀行	1 4	10900
中小企業金融公庫	9 3	7 5 4 5
国民生活金融公庫	1 1 8	1 4 7 0

・設備の特別償却、固定資産税の軽減についての結果は以下の通り。

1 4 年度	総減税額(百万円)
所得税・法人税	2 5 0
固定資産税	1 6 0

経済産業省関係のみ

4.今**後の課題**投**資**艫行**の**耐資**性**度について、17年度要求において、事業者の利便性の向上や政策目的の一層の明確化を図るべく、必要に応じて制度の検討を行う。

土交通省

1. 第3節 - 循環型社会ビジネスの振興

2.取組の概要 (環境に優しい資材や建設機械の特定とその使用の推進)

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)に則り、国土交通 省が実施する公共事業において、環境への負荷の低減に資する資材及び建設機械の使用を 推進するもの。

3.進捗状況

平成 13 年 4 月のグリーン購入法の施行に伴い、環境への負荷の低減に資する資材の調達を推進してきた。これに加えて平成 14 年 4 月からは、環境負荷低減効果を有する建設機械の使用、また平成 15 年 4 月からは、伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法等の環境負荷低減効果を有する工法の使用、及び屋上緑化等の環境負荷低減効果を有する目的物の調達を推進しているところ。

4.今後の課題・見直しの方向性

平成 17 年度以降に調達する資材、建設機械、工法及び目的物について、一般からの提案を参考として特定調達品目の追加、見直し等の検討を行う。また、特定調達品目の実績把握を行い、その結果を踏まえて、定量的な目標を設定し、環境物品等の調達を推進していく予定。

4	<u>^</u>	$\overline{}$	**
1	æ	≺	即
	ᅍ	J	ᅜᄓ

2. 取組の概要

サッカー場等の閉鎖的なイベントにリユースカップを導入する際に併せてデポジットを導入し、その効果の検証を実施する。

3. 進捗状況

平成 15 年度に大分スポーツ公園総合競技場で行われた J リーグの試合、全 17 試合にリユースカップを導入した際に、飲料の販売時に 100 円のデポジットをかけ、カップの回収時に 100 円を返す方式でデポジットの有効性に関する検証のためのデータを収集し、年間を通じてのカップの回収率が約 83.5%であった。

4.今後の課題・見直しの方向性

サッカー場における実証試験では、回収率に対してデポジットの有効性がどの程度であったかの検証を行う必要があるため、平成 16 年度後半から導入を予定しているサッカー場においては、デポジットをかけずに回収を行い、デポジットの有無による回収率の違いについて比較検討を実施する。

2.取組の概要

循環型社会の形成を目指す上で、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用に関する施策の充実が不可欠となっており、一般廃棄物の排出量がここ数年ほぼ横ばい傾向にあることから、減量化に向けた施策の一つとしてごみ処理の有料化について、その在り方について検討を行っている。

3.進捗状況

平成14年度に全国の自治体に対して、一般廃棄物に係るごみ処理手数料の実態等について調査を行い、平成15年度にその調査結果の広報に努めた。

4.今後の課題・見直しの方向性

平成16年5月より市町村等の一般廃棄物に係るごみ処理手数料も含め、中央環境審議会において市町村等の一般廃棄物の処理の在り方について審議を開始したところであり、 年内を目処に中間的なとりまとめを行う予定にしている。

2.取組の概要

循環型社会形成の推進のため、廃棄物の効率的かつ適正な処理及びリサイクルを促進する観点から廃棄物の広域的処理に係る特例制度の創設及び同様の性状を有する一定の廃棄物の処理施設設置の許可取得に係る手続について合理化を図った。

3.進捗状況

平成15年6月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律を改正し、

広域的に行うことによって廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資すると認められる廃棄物の処理を行う者として環境大臣の認定を受けた者(その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。)について、廃棄物処理業の許可を不要とするとともに、処理基準の遵守等の規制が適用される制度

及び

産業廃棄物処理施設において処理することができる産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を当該産業廃棄物処理施設で処理する場合、都道府県知事に届け出ることによってその処理施設を当該一般廃棄物を処理する一般廃棄物処理施設として設置することが出来る制度

を創設した(平成15年12月施行)。

4.今後の課題・見直しの方向性

改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の円滑な施行を図り、廃棄物の効率的かつ 適正な処理及びリサイクルを推進する。

「国の取組」に係る進捗状況調査票(様式1)

府省名 環境省 廃棄物・リサイクル対策部

2.取組の概要

循環型社会形成の推進及び廃棄物に係る諸問題の解決に資する研究事業、技術開発事業等の推進のため、廃棄物処理等科学研究費補助金により以下の3事業を実施している。

廃棄物処理対策研究事業

次世代廃棄物処理技術基盤整備事業

廃棄物対策研究推進事業

競争的資金制度を活用したこれらの制度において広く研究テーマや開発する技術を募り、 評価の高い課題に対し必要経費を補助している。

3.進捗状況

平成15年度は、廃棄物処理対策研究事業において45件、次世代廃棄物処理技術基盤整備 事業において18件の課題を採択し、廃棄物等の発生抑制、回収された廃棄物等の循環的な利 用の促進等に資する研究や技術開発への支援を行った。また廃棄物対策研究推進事業によりこ うした成果の普及に努めた。

4.今後の課題・見直しの方向性

平成16年度は、廃棄物処理対策研究事業において51件、次世代廃棄物処理技術基盤整備 事業において12件の課題を採択した。今後、制度企画・運営体制の強化・採択時期の早期化 などを行い、引き続き本制度の充実及び効果的・効率的運用に努めていく。

2.取組の概要

「循環型社会ビジネスの振興のため廃棄物の収集・運搬・処分等の各種手続の合理化や法 規制の徹底を図る」

- ・産業廃棄物処理業等の許可に係る特例の制定
- ・産業廃棄物処理業等の許可に係る規制の強化

3.進捗状況

平成15年12月の廃棄物処理法改正により、以下の措置を行った。

- 1.リサイクルの促進等の措置
 - (1) 広域的なリサイクル等の推進のための環境大臣の認定による特例
 - (2)同様の性状を有する廃棄物の処理施設の設置許可の合理化
- 2. 不法投棄の未然防止等の措置
 - (1)都道府県等の調査権限の拡充
 - (2)法投棄等に係る罰則の強化
 - (3)悪質な処理業者への対応のさらなる厳格化等

4.今後の課題・見直しの方向性

不適正処理事案の解決を図るための国の役割の強化、廃棄物処理施設を巡る問題の解決を図るための事故時の応急措置等、不法投棄の撲滅を図るための罰則の強化、などを行うため、平成16年度も廃棄物処理法改正を行う。

府省名 環境省 廃棄物・リサイクル対策部

1.第3節 2.取組の概要 「また、廃棄物等の適正な循環的利用及び処分のための設備投資に対する金融上及び技術 上その他の支援措置を講じます。」 平成15年度より、廃棄物処理施設における温暖化対策事業として、産業廃棄物処理施 設において高効率な廃棄物発電施設を整備する場合、発電効率等一定の要件を満たすもの に対して、国庫補助を行っている。 3.進捗状況 平成15年度においては、3事業者が整備する産業廃棄物発電施設に対して国庫補助を 行った。 4.今後の課題・見直しの方向性 今後もこれまで通り推進の方向

1. 第3節 - 循環型社会ビジネスの振興

2.取組の概要

容器包装リサイクル法においては法の施行から現在に至るまでの間、分別収集を実施する市町村数及びリサイクル量は増加しており、着実に制度が浸透してきている。

こうした中、容器包装の中でも我々にとって最も身近なものの1つである<u>飲料用の容器</u>についてはリサイクルの推進とともに近年、様々な用途に対応した容器の多様化が進んできており、また、その製造方法やリサイクル方法についても新たな技術の開発や導入が見られるようになってきている。

このため平成14年から3カ年の予定で<u>飲料容器を対象</u>としてライフ・サイクル・アセスメント(LCA)の手法を用いて環境負荷の側面を把握するとともに、環境負荷の低減に繋がる容器の普及に向けた施策の在り方を検討することを目的に「容器包装ライフ・サイクル・アセスメントに係る調査事業」を実施している。

3.進捗状況

平成 14 年度に収集・構築したライフ・サイクル・インベントリーデータの見直しと補強等を実施。

4.今後の課題・見直しの方向性

平成 14,15 年度の調査を受け、ガラスびん等の飲料容器のライフ・サイクル・インベントリーデータの更新・整備等を行う予定。

府省名 環境省 総合環境政策局

1.第3節-1

2.取組の概要

- ・循環型社会の形成を積極的に推進するため、国自らも事業者・消費者としてグリーン購入を行う。
- ・環境物品情報の円滑な流通を促進し、循環型社会ビジネス市場が成育するよう、事業者や民間団体等が個別に実施する多種多様な環境物品情報の情報源情報を整理・分析し、消費者が利用しやすい形で提供する環境ラベル等データベースや特定調達物品(グリーン購入法における基本方針の判断基準に適合する商品)に関する情報を提供する特定調達物品情報提供システムをインターネット上に公開し、情報提供を行っている。
- ・各主体が自主的にグリーン購入を進めるのに参考となるよう、行政機関や企業がそれぞれのホームページなどで公開しているグリーン購入の取り組みに関する情報を提供するグリーン購入取組事例データベースを構築した。
- ・アンケート調査結果として、すべての地方公共団体、上場企業(東京、大阪及び名古屋証券取引所1部及び2部上場企業)の約50%及び非上場企業(従業員500人以上の非上場企業及び事業所)の約30%が組織的にグリーン購入を実施するようになることを目標とする。

3.進捗状況

- ・平成13年度より国等の機関では、グリーン購入法に基づきグリーン購入を推進しており、平成15年度の国等の各機関における特定調達物品の調達率については、大半の品目において9割以上の高い調達率を達成している。
- ・環境ラベル等データベースにおいては、平成13年4月に試行的に運用を開始し、平成14年8月から本格的運用を行っている。制度の変更や新規制度の登録等情報内容について、年3回の更新を行っている。

また、特定調達物品情報提供システムは平成13年4月より運用を開始し、年4回の更新 を行っている。

- ・グリーン購入取組事例データベースは平成16年度より運用を開始するため、データベースを構築した。
- ・これまで、情報提供の推進や地方におけるグリーン購入セミナー等を通して、グリーン 購入の取組の普及を図っており、平成15年度のアンケート調査結果では、地方公共団体

の約38.4%(都道府県及び政令指定都市では100%) 上場企業の29.4%、非上場企業の21.7%において組織的にグリーン購入が実施されている。

4.今後の課題・見直しの方向性

- ・地方公共団体、特に市区町村におけるグリーン購入の取組の進展が遅れているため、地 方公共団体に対するグリーン購入の取組推進方策の強化が必要である。
- ・更に消費者に環境ラベル等データベース、特定調達物品情報提供システム及びグリーン 購入取組事例データベースを利用してもらい、グリーン購入を促進していくため、更なる 情報内容の充実とシステムの機能面の拡充を図る。

府省名 環境省 総合環境政策局

1.第3節-2

2.取組の概要

- ・事業者の自主的・積極的な環境への取組を支援するためのツールとして「環境報告書ガイドライン(2003年度版)」、「環境報告書作成基準案」等をとりまとめた。
- ・環境報告書の信頼性の向上のための枠組みを検討するため、環境報告書の自己審査及び第 三者審査に関するモニター事業を実施。
- ・中小企業向けの環境配慮のプログラムである環境活動評価プログラム(エコアクション21)の認証制度の実施に向けたパイロット事業を実施し、エコアクション21については、パイロット事業の結果を踏まえ、ガイドラインを改訂。
- ・環境報告書等による環境情報の開示を進めるとともに、情報が社会全体として積極的に活用されるよう促すため、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案」を国会に提出。(本年5月26日成立。6月2日公布)

【循環型社会形成推進基本計画における目標】

アンケート調査結果として、上場企業の約 50%及び非上場企業の約 30%が環境報告書を公表し、環境会計を実施するようになることを目標とします。

3.進捗状況

- ・近年、環境に関する取組を最も重要な戦略の一つとして位置付ける企業が増加するなど、 企業の環境問題への姿勢がより積極的なものへと変化していることに加えて、環境省にお いて、環境報告書や環境会計のガイドラインを策定したことなどにより、環境報告書を作 成する企業や環境会計を導入する企業が増加している。
- ・環境報告書を作成している企業は、上場企業においては、平成14年の450社(34.0%)から平成15年は478社(38.7%)へと増加し、非上場企業においては、平成14年の200社(12.2%)から平成15年は265社(17.0%)となっている。全体としては、平成14年の650社(21.9%)から平成15年は743社(26.6%)へと年々着実に増加している。
- ・環境会計を導入している企業は、上場企業においては、平成14年の355社(26.8%)から平成15年は393社(31.8%)へと増加し、非上場企業においては、平成14年の218社(13.3%)から平成15年の268社(17.2%)へと増加。全体としては、平成14年の573社(19.3%)から平成15年は661社(23.6%)へと年々着実に増加している。

・中小事業者向けの環境活動評価プログラムについて、更なる普及促進のためエコアクション 2 1 の改訂及び認証制度の在り方についてのパイロット事業を実施した。さらに、エコアクション 2 1 の認証制度の説明会を全国 5 ヵ所で開催した。

【参考】

指標	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	目標値	平成 22 年度
環境報告書	上場企業	上場企業	上場企業		上場企業
公表企業	29.9%	34.0%	38.7%		約 50%
(%)	非上場企業	非上場企業	非上場企業		非上場企業
	12.0%	12.2%	17.0%		約 30%
環境会計	上場企業	上場企業	上場企業		上場企業
実施企業	23.1%	26.8%	31.8%		約 50%
(%)	非上場企業	非上場企業	非上場企業		非上場企業
	12.0%	17.2%	17.2%		約 30%

出典:平成15年度 環境にやさしい企業行動調査

4.今後の課題・見直しの方向性

【今後の課題】

- ・事業活動に環境配慮を組み込むための手法や取組内容の評価手法の開発・普及を引き続き進めていくことが必要である。
- ・環境対策に熱心に取り組む事業者が社会から高く評価されるように、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮促進法)」に沿って、環境報告書の記載事項を定めるための検討や、独立行政法人等への説明会の実施、環境に配慮した事業活動の促進のために必要な施策の推進が必要である。
- ・上記法律による独立行政法人等の取組の促進だけでなく、これまでの民間の事業者の取組を 一層促進していくことが必要である。
- ・さらに、環境報告書で公表される情報をより有効に活用するためには、環境報告書の作成者 側の取組を促進するだけでなく、環境報告書の利用者側における普及促進を図ることが必要で ある。
- ・また、この一環として銀行業界、証券業界、保険業界などの各金融業界におけるグリーン化を進め、社会的責任投資など環境配慮に積極的に取り組む事業者に対する投資等を促進するための実証研究や基盤整備が必要である。
- ・環境保全のみならず広く持続可能性をも視野に入れた企業の社会的責任(CSR)への取組を積極的に促進することが必要である。

【見直しの方向性】

・ 一定の成果は出ているものの、未だ十分な成果は得られていないことから、より一層の普及促進を図ることが必要である。具体的には、環境報告書の記載事項の検討や独立行政法人等への説明会の実施など環境配慮促進法の確実な実施、民間事業者による環境報告書作

成の一層の促進、環境報告書の利用促進、社会的責任投資の促進などを展開していく必要が ある。

府省名 環境省 総合環境政策局

1.第3節-3

2.取組の概要

環境保全型の製品の普及を促進するため、本事業においてはこれまで、幅広い製品群を対象として、その環境負荷をライフサイクルの観点から総合的に評価する LCA 評価手法について、多くの企業が取り組みやすい手法を確立するための検討を進めてきたところである

また、LCA 評価に基づく製品の環境負荷の情報提供の仕組みとしては、わかりやすい形での情報提供が求められていることを踏まえ、本事業は、これまでの LCA 評価手法の検討に加え、LCA 評価結果に関し簡易な情報提供の在り方について検討を行い、LCA 評価に基づく製品の環境情報の提供の促進を図ろうとするものである。

3.進捗状況

- ・LCA実施のためのガイドライン及び原単位情報(素材等の環境負荷量算出のための換算係数)データベースを作成した。
- ・ライフサイクルアセスメント普及のため、リーフレットを作成し、配布した。
- ・グリーン購入法における特定調達品目について、LCA評価の観点から複合的な環境負荷低減効果の評価を実施した。

4.今後の課題・見直しの方向性

今後は、これまでの検討結果に基づくLCA手法を用いて、消費者が製品を選択する際に容易に環境配慮型製品を選択できるよう、LCA評価結果の表示の仕方に関する検討が必要である。

<u>府 省 名 防 衛 庁</u>

1. 第4節 - 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現

2. 取組の概要

防衛庁環境配慮の方針においては、環境施策の推進として環境への負荷低減を掲げ、一般廃棄物及び産業廃棄物対策を推進することとしている。

防衛庁環境配慮の方針においては、事務活動における環境配慮としてグリーン調達 の推進を掲げ、環境負荷の少ない製品等を選択・調達(再生資材等の使用)すること としている。

3. 進捗状況

環境への負荷低減としての、廃棄物対策の推進については、各項目とも、よく実施 されているところである。

再生資材等の使用については、よく実施されているところである。

4.今後の課題・見直しの方向性

循環型社会システムの構築を推進するため、引き続き廃棄物対策を積極的に推進していくこととする。

環境へ及ぼす影響を低減するため、引き続き再生資材等の使用を積極的に進めていくこととする。

府省名 法務省

1.第4節
2.取組の概要
刑務作業から発生する廃棄物の処理を外部専門業者に委託し ,廃棄物の適正な処理を推
進する。
3.進捗状況
刑務作業から発生する廃棄物については,その発生を極力抑制し,発生した廃棄物につい
ては,その処理を外部の専門業者に委託して適正な処理を推進し,循環型経済社会の実現を
図る。
4.今後の課題・見直しの方向性
刑務作業から発生する廃棄物の処理については,平成15年度以降も引き続き,外部の専
門業者に委託し,適正な処理の徹底を図る。

<u>府省名 厚生労働省 </u>	
--------------------------	--

1.第4節

2.取組の概要

厚生労働省においては、ごみの分別に対する取組として、事務室段階での廃プラスティック類等の分別回収の徹底などを行っている。また、廃棄物減量の取組としては、使い捨て製品の使用や購入の抑制、シュレッダーの秘密文書廃棄の場合のみの利用、コピー機・プリンターのトナーカートリッジの回収と再使用の推進、OA機器・家電製品・車廃棄時における適正処理、物品の在庫管理の徹底による期限切れ廃棄等の防止などを行っている。

3.進捗状況

平成15年度の年間廃棄物排出量は厚生労働省全体で11,707トン/年となっている。うち年間可燃ごみ排出量は厚生労働省全体で9,201トン/年となっている。 いずれも14年度に比べ減少(14年度 年間廃棄物排出量 13,014トン/年、年間可燃ごみ排出量 10,679トン/年)している。

4.今後の課題・見直しの方向性

平成15年度の年間廃棄物排出量、年間可燃ごみ排出量は14年度に比べ減少しているが、13年度の年間廃棄物排出量、年間可燃ごみ排出量に比べると(13年度 年間廃棄物排出量 11,592トン/年、年間可燃ごみ排出量 9,054トン/年)まだ多い状況である。

そのため、分別のより一層の徹底やごみを出さない活動の推進など、職員全員に対して、循環型社会形成に向けた意識の向上を図る必要がある。

<u>府省名</u>	農林水産省

1.第4節-安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現

2.取組の概要

- (1).ストックホルム条約で廃絶することが求められている残留性有機汚染物質(POPs) を含む埋設農薬を廃棄物の処理及び清掃に関する法律にもとづいた処理基準(環境省にて検討中)に対応した処理方法を確立するため、無害化処理技術を確立するとともに、埋設農薬を掘り出し、化学的に安全な方法による最終的な無害化処理を行う。
- (2). 循環型社会形成及び公共工事コスト縮減を図るため、建設リサイクル法を踏まえ、建設 副産物のリサイクルを推進。公共工事では建設リサイクル基本方針で定められたリサイクル 率を目標に取り組む必要があり、特に直轄事業において先導的にリサイクルを推進。コンク リート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材は直轄事業で平成17年度までに 廃棄物をゼロとする。
- (3).人や環境に優しく、再生産可能な資材である木材の循環利用等を促進するため、リサイクルやダイオキシン対策等の環境保全や合理的な加工・流通施設等の整備による木材産業の体質強化や森林所有者から住宅生産者までの関係者の連携による「顔の見える木材での家づくり」の取組に対する支援を実施。

3.進捗状況

- (1). 埋設農薬の最終処理を可能とする7つの無害化処理技術(メカノケミカル法、ジオメルト法、水熱分解法、真空加熱分解法、超臨界水酸化法、BCD法及び金属ナトリウム分散体法)を確立した。
- (2).全国ブロック毎に地方整備局、地方農政局、都道府県、公団等で組織する地方建設副産物対策連絡協議会において、建設副産物の有効利用及び再利用等を促進し、建設事業の円滑な推進を図るために必要な情報収集・交換等を実施。

(参考)2002年度の建設廃棄物再資源化等率(単位:%)

	全国
建設廃棄物全体	92
	(85)
アスファルト・	99
コンクリート塊	(98)
コンクリート塊	98
	(96)
建設汚泥	69
	(41)

建設発生木材	89
(縮減含む)	(83)
建設発生木材	61
(縮減除く)	(38)

注) 1 段目は 2002 年度の値。 2 段目のカッコ内は 2000 年度の値。 建設発生木材については、伐木材、除根材などを含む数値である。 (国土交通省資料より)

(3).23企業(23工場)による環境保全施設設備等の導入に対し利子助成措置を実施。 森林所有者から住宅生産者までの関係者の連携による「顔の見える木材での家づくり」の取組 を支援するため、20府県において大工・工務店への講習会を実施。

4.今後の課題・見直しの方向性

- ・埋設農薬最終処理事業(国庫補助事業)により、埋設処理された残留性有機塩素系農薬を掘り出し、その状態に応じた安全な処理技術を事前に試験した上で安全に最終的な無害化処理を行うとともに、埋設地点周辺の環境(土壌、水質)の状況を確認する。
- ・建設廃棄物の抑制、循環利用、適正処理の徹底を引き続き図る。
- ・環境保全等に対応した合理的な木材産業の加工・流通体制の整備や、森林所有者から住宅生産者までの連携による「顔の見える木材での家づくり」を支援する技術の開発や情報の体系化・普及の取組を今後も更に推進することが必要。

府省名 経済産業省

1.第4節-1 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現

2.取組の概要:産業構造審議会 廃棄物処理・リサイクルガイドライン

企業活動のさまざまな段階における資源の有効な利用の促進を図る観点から、品目別・業種別廃棄物処理・リサイクルガイドラインは、事業者の自主的な取組を促進することを目的として、事業者が廃棄物処理・リサイクルとして取り組むべき事項を整理したものである。

ガイドラインでは、品目別・業種別にリデュース・リユース・リサイクルを推進するため、リサイクル目標の設定や環境に配慮した製品設計の推進など、事業者が取り組むべき内容について整理している。また、ガイドラインは、目標値の達成状況や実施すべき取組の進捗状況などについて、業界団体を交えた審議会の場で毎年フォローアップを行うことにより、ガイドラインの進捗状況管理と実効性向上に取り組んでいる。

3. 進捗状況

平成2年にガイドラインが策定されて以来、順次対象品目、対象業種の追加を行っているほか、既存品目・業種についてもリサイクル率などの目標値の見直しなどを行い、企業活動の中でのリデュース・リユース・リサイクルの推進のために必要な取組の見直しを行っている。これにより、本ガイドラインの対象としている品目・業種は、一般廃棄物量の約70%、産業廃棄物量の約40%をカバーしたものとなっている。

平成15年度には、ガイドラインの見直しを行い、特に事業活動におけるリデュース、リユースを推進するために事業者が取り組むべき事項を多く追加し、事業活動の各段階での資源の有効利用を図っているところ。

平成15年度のガイドラインの見直しの概要は以下の通り。

<u>(1) リサイクル対策の構築</u>

・オートバイ、自動車用鉛蓄電池、ぱちんこ遊技機について、新たなリサイクルシステム を構築することとし、建設資材 (石こうボード、窯業系サイディング、ALCパネル、 グラスウール、ロックウール) は広域再生利用指定制度の活用による回収・リサイクル に取り組むこととした。

(2)リサイクル関連目標の拡充・強化

・アルミ缶、小形シール鉛蓄電池、建設資材(繊維板・パーティクルボード、石こうボード)について新たな数値目標を設定するとともに、ガラスびん、アルミ缶、プラスチック(農業用塩化ビニルフィルム)、タイヤについてこれまでより高いリサイクル関連目標

を設定した。

(3) 3 Rへの設計・製造段階での配慮及び取り組みの公表の具体化

・自動車、オートバイ、家電製品、小形二次電池、ぱちんこ遊技機、パソコン、 複写機、浴槽及び浴室ユニット、システムキッチンについて、具体的な公表 方法を明示した。

(4)有害物質対策の強化

・自動車、オートバイ、パソコン、複写機について、削減対象・削減目標・削減時期を明 示した。

(5)繊維関係の内容の充実

・品目別(カーペット、布団、繊維製品)及び業種別(繊維工業)の3R対策内容を大幅 に充実した。

(6)産業廃棄物の最終処分量の削減目標の見直し

・非鉄金属製造業、自動車製造業、自動車部品製造業、ゴム製品製造業、石炭鉱業において、最終処分量の削減目標の見直し又は新たに削減目標の設定を行った。

平成 10 年度比の平成 22 年度における最終処分量の削減率

非鉄金属製造業

日本伸銅協会13%61%日本アルミニウム合金協会新設10%日本電線工業会25%40%

自動車製造業 50%以上 87% (1.1万t)

自動車部品製造業新設50% (平成 11 年度比)ゴム製品製造業30%45%以上(平成 13 年度比)

石炭鉱業 36.4% 79.3%

4.今後の課題・見直しの方向性

今後も、ガイドラインの進捗状況や技術開発の動向などを踏まえ、リサイクル目標 の改定、環境配慮設計の推進・有害物質対策の強化など、事業者が取り組むべき事項 の見直しを継続的に行っていく。

また、近年技術革新などから急速に需要が伸びている品目や、多品種少量生産などのためにこれまでガイドラインの統一的な取組の対象となりにくかった品目や業種の追加などを積極的に行っていく。

府省名 経済産業省

1.第4節-2 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現

2.取組の概要:家庭系パソコンの自主回収・再資源化の開始

拡大生産者責任の考え方に基づき、環境への負荷低減と資源の有効な利用の促進の観点から適切なリサイクルが望まれる家庭系パソコンについて、製造事業者等による自主回収及び再資源化を基本的な枠組みとするリサイクルシステムを平成15年10月から開始した。

3.進捗状況

事業系パソコンについては平成13年4月に資源有効利用促進法の指定再資源化製品に指定し、製造事業者等による自主回収及び再資源化が行われてきた。今回、平成15年10月には本制度の対象範囲を家庭系パソコンにも拡大し、製造事業者等による回収及び再資源化を基本的な枠組みとするリサイクルシステム開始した。

リサイクルシステムの概要については以下の通り。

(1) 制度の枠組み

事業系パソコンと同様に家庭系パソコンも、「資源の有効な利用の促進に関する法律」の 「指定再資源化製品」に指定し、製造事業者等による自主回収・再資源化(リサイクル) を実施。

(2) 自主回収・再資源化実施者

パソコンの製造及び輸入販売業者(メーカー等)が回収・リサイクルの義務者。

(3) 関係者の役割

消費者、自治体・国等の関係者は回収・リサイクルに当たって法的な義務を負うものではないが、メーカー等が実施する家庭系使用済みパソコンの自主回収・再資源化が円滑に 実施されるよう協力していく必要がある。

(4) 対象機器

家庭から排出されるデスクトップパソコン本体、表示装置(ブラウン管式又は液晶式) ノートブックパソコン。(原則として、重量が1kg以下のものを除く。)

(5) 回収の方法

メーカー等が指定回収場所を設け、指定回収場所に持ち込まれたパソコンを引き取る。

ただし、回収の実効性を高めるために、消費者にとって利便性の高い指定回収場所網を設置するとともに、宅配便等を活用した効率的な戸口回収サービスを提供している。

JEITA の PC3R 事業参加メーカーは郵政公社と提携し、郵便局(約2万カ所。簡易郵便局を除く。)を「指定回収場所」とする一方、「ゆうパック」による戸口回収を実施している。

(6)費用負担

パソコンについては、小型軽量で消費者が持ち運びし易い商品であり、自治体の収集 するごみと一緒に排出される可能性が高いこと、不法投棄懸念があること等から、リサ イクル費用の購入時負担方式が導入された。

参考

家庭系パソコン回収台数(申し込み者にエコゆうパック伝票を発送した合計台数) 平成15年10月~12月 平成16年1月~3月 平成16年4月~6月 31,534 47,744 50,089

家庭系パソコン再資源化工場搬入台数

	平成 15年 10月~12月	平成 16年 1月~3月	平成 16 年 4 月~6 月
デスクトップ型パソコン本体	5,697	17,220	17,955
ノートブック型パソコン	579	4,470	3,623
CRT ディスプレイ装置	8,977	22,568	25,306
液晶ディスプレイ装置	191	1,548	1,272
計	15,444	45,806	48,156

出所:有限責任中間法人 パソコン3R推進センター

4.今後の課題・見直しの方向性

今回開始したパソコンリサイクル制度が適切に行われているか再資源化率が達成されているかなどについて、継続的にモニタリングを行っていく。

府省名	経済産業省	
מו פונות	注归生来日	

1.第4節-3 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現

2.取組の概要:新たな品目のリサイクルシステムの構築

環境への負荷低減と資源の有効な利用の促進の観点から適切なリサイクルが望まれる 自動車用バッテリーのリサイクルシステムの再構築に関する検討を開始した。

3. 進捗状況

自動車用バッテリー

(1)背景

自動車用バッテリーのリサイクルについては、平成6年3月、市町村における処理が困難であることから厚生省及び通商産業省(当時)の要請がなされ、これに基づき、平成6年10月から電池工業会が中心となって国内製造事業者が自主的に再生鉛を購入することで、回収・リサイクルする仕組みを構築し対応してきた。

しかしながら、近年においては、輸入製品の増大、自動車バッテリー価格の下落など から、現状の対応を維持することが困難となりつつあるため、自動車用バッテリーの リサイクルシステムの再構築が必要となっている。

(2)検討状況

資源有効利用促進法の指定再資源化製品への指定の可能性、輸入製品も含めたリサイクルシステムの在り方について検討を開始した。

4.今後の課題・見直しの方向性

自動車用バッテリー

産業構造審議会に設置された自動車用バッテリー検討会で、回収・リサイクルシステムのあり方について検討を開始する予定。

府省名 経済産業省

1.第4節-4 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現
2.取組の概要
特定廃棄物等の輸出入に関する事前相談を実施したほか、バーゼル条約の制度の趣旨や
バーゼル法の周知を図り、不適正な輸出入を防止するためのバーゼル法等説明会を開催し
た。
3.進捗状況
バーゼル法に基づく平成15年の輸出の承認件数は5件、輸入の承認件数は19件であ
った。このほか、バーゼル法等説明会を平成15年度に全国7か所で開催した。
4.今後の課題・見直しの方向性
中国等のアジア向けの循環資源の輸出量が急増しており、引き続き、バーゼル条約の制
度の趣旨の周知を図り、不適正な輸出入を防止する必要がある。
一方で、循環資源の効率的利用と廃棄物等の適正処理を確保しつつ循環型社会を国際的
に形成することを念頭に置き、日本と循環資源物流が非常に大きいアジアを中心に、資源
循環を推進するネットワークを構築する必要がある。

<u>付首名 経済産業首 </u>
1.第4節 - 5 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現
2.取組の概要
環境分野を主とする産業技術に関する研究協力事業の円滑な実施、研究成果の普及を図るための基盤整備の一貫として、研究協力を実施する上で中核となる国立研究所、大学、企業等の研究機関の能力向上を図ることを支援するものであり、相手国研究者の招聘による研修・交流を行う。平成15年度は計3件の研修を実施(うち1件が廃棄物関連研修)
3.進捗状況
平成 16 年2月、ベトナムの研究機関関係者、企業関係者を対象に、廃棄物管理導入研修 (AOTS)を実施。CTC(Center for Technology Transfer)及び HEPZA(ホーチミン輸出加工区) の環境管理者が廃棄物の全体の流れや廃棄物処理の各段階に於ける処理技術を習得させた(研修受講者は30名)。
4.今後の課題・見直しの方向性
各国の環境政策、実情を踏まえつつ、研修を実施する。

府省名 国土交通省

1.第4節 - 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現

2.取組の概要 (建設リサイクル関係)

平成14年5月に完全施行された建設リサイクル法では、特定建設資材を用いた建築物 等であって一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、分別解体等及び再資源 化等を行うこと等を義務付けた。

建設リサイクル法の適切な施行を確保するための事業者等に対する説明会の開催、完 全施行後1年を経過した5月やリサイクル推進月間である10月に全国一斉パトロールを 実施するなど、法の普及啓発や実効性の確保などに努めている。

また建設発生土については、平成14年11月の中央環境審議会の意見具申を受けて 平成15年10月に「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」を策定し、公共工事 の利用土砂に占める建設発生土の割合を平成17年度までに80%とすることを目標 に、各種施策を実施した。

3. 進捗状況

<特定建設資材廃棄物>

・コンクリート塊

98% (H14)

・建設発生木材

8 9 % (H14)

・アスファルト・コンクリート塊 99%(H14)

<公共工事の利用土砂における建設発生土利用率>

・建設発生土

65% (H14)

4.今後の課題・見直しの方向性

コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊については、平成 14 年度の実績で いづれも建設リサイクル法の目標である 95%を超えており、今後はその維持が課題とな っている。また、建設発生木材は再資源化等が進展しているものの、さらなる取り組みが 求められている。

建設発生土については、平成15年10月に策定した「建設発生土等の有効利用に関す る行動計画」に掲げる各種施策を着実に実施する。

府省名 国土交通省

1.第4節 - 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現

2.取組の概要 (FRP 船リサイクル関係)

現状では使用済みになった際の処理が困難なFRP船が、ユーザーによって適正に処理され、再生資源として活用されるよう、経済的なFRP船リサイクルシステムを構築するための技術的・制度的基盤の整備を図る。

また、FRP材の使用量が少なく、使用済みになった際の処理が容易な「エコ・ボート」の開発や、FRP船の長寿命化技術の研究など、リデュース及びリユースにもあわせて取り組むことにより、FRP船の3R(「リデュース」「リユース」「リサイクル」)を推進する。

3.進捗状況

FRP船のリサイクルについては、14年度に開発したリサイクルプラントを改良し、リサイクル工程を一貫して行う総合実証試験を実施することにより、プラントの性能及びリサイクルの実効性を確認した。また、関係者の役割分担、費用負担・徴収方法、リサイクルシステムの必要機能等、システム構築にあたっての課題を整理・分析した。

FRP船のリデュース・リユースについては、エコボートの検査・環境基準への適合性評価、携帯型劣化診断装置の試験等を行うことにより、実用上の課題を解決した。

4.今後の課題・見直しの方向性

これまでの調査検討等により、技術的課題については、所期の目標を達成することができた。今後は、開発された技術が有効に活用されるよう普及を図っていくこととなる。

また、FRP船のリサイクルシステム構築に向けて、制度化のために必要な措置等の検討を引き続き進めていく。

府省名 国土交通省

1	.第4節-	安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現
т,	ᄁᄀᄀᄓ	メエしメルる先来がすり旧扱いが川にだりりたれ

2.取組の概要 (国際静脈物流システムの構築)

将来発生量の増大が見込まれる鉄くず等の余剰循環資源について、その有効活用を図ることによりグローバルな視点からの循環型社会の構築に寄与するため、循環資源の輸出ターミナルの拠点化・大型化・情報ネットワーク化等による効率的な国際静脈物流システムの構築に向けた検討を進める。

3.進捗状況

平成 1 5 年度には「国際静脈物流に対応したリサイクル拠点形成及びネットワーク形成調査」を行い、物流管理の強化、情報ネットワークの形成など効率的な国際静脈物流に対応したリサイクル拠点及びネットワークの形成に向けた推進方策について検討している。

4.今後の課題・見直しの方向性

国内の静脈物流システムとも連携を図りながら、国際静脈物流システムの構築を推進する。

府省名 環境省 廃棄物・リサイクル対策部

1.第 4 節
2.取組の概要
市町村において処理することが困難な廃棄物(適正処理困難廃棄物)に関して、関係者
の適切な役割分担のもとで、適正な処理体制が構築されるよう検討を進めている。
3.進捗状況
家庭用パーソナルコンピュータについて、製造事業者等による自主回収及び再生利用を
行う体制を整備した。
また、市町村における適正処理困難廃棄物の排出・処理実態・事故発生状況に関する調
査結果を踏まえ、特に適正処理確保に関して要望の多かったスプリングマットレス・エア
ゾール缶の処理体制の具体化について市町村・関係業界・関係省庁とともに検討を行った。
市町村や関係業界における適切な役割分担のもとで、それぞれの廃棄物や収集運搬、処
理時の特性等を踏まえた処理体制が構築されるよう、引き続き検討を進めていく。

府省名 環境省 廃棄物・リサイクル対策部

1.第4節 - 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現

2.取組の概要

廃棄物等の輸出入に関する事前相談を実施したほか、バーゼル条約の制度の趣旨やバーゼル法及び廃棄物処理法の周知を図り、不適正な輸出入を防止するためのバーゼル法等説明会を開催した。また、不法輸出入が疑われる事案について、港において税関が実施するコンテナの開封検査等に立ち会った。

3.進捗状況

バーゼル法に基づく平成15年の輸出の承認件数は5件、輸入の承認件数は19件であった。また、廃棄物処理法による平成15年度の輸出の確認件数は43件、輸入の許可件数は4件であった。このほか、バーゼル法等説明会を平成15年度に全国7か所で開催した。

4.今後の課題・見直しの方向性

中国等のアジア向けの循環資源の輸出量が急増しており、引き続き、バーゼル条約の制度の趣旨やバーゼル法及び廃棄物処理法の周知を図り、不適正な輸出入を防止する必要がある。

一方で、循環資源の効率的利用と廃棄物等の適正処理を確保しつつ循環型社会を国際的 に形成することを念頭に置き、日本と循環資源物流が非常に大きいアジアを中心に、資源 循環を確保するネットワークを構築する必要がある。

省府名 環境省 廃棄物・リサイクル対策部

1.第4節 - 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現

2.取組の概要

不法投棄の未然防止を目的に廃棄物処理法を改正するとともに、あわせて、過去に行われた不法投棄の支障の除去等を目的とする「産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」を制定した。

廃棄物処理法の改正

- ・不法投棄等の未遂罪の創設
- ・緊急時の国の調査権限等の創設
- ・特に悪質な業者の許可の取消しの義務化

産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の制定

- ・平成9年廃棄物処理法改正法の施行(平成10年6月17日)前に開始された産業廃棄物の不適正処分による生活環境保全上の支障の除去等事業に財政支援
- ・環境大臣が定める基本方針に即して、都道府県等が実施計画を策定

3.進捗状況

- ・不適正処分などの違法行為を抑止(早期発見・拡大防止)するため、都道府県等が行う 監視パトロール、不法投棄監視連絡員(警察OBなどに委嘱)の設置、監視カメラの設 置等に補助を行った。
- ・平成 15 年度には、香川県豊島、青森・岩手県境の 2 事案について、産廃特措法に基づき県が策定した実施計画に環境大臣が同意した。
- ・地方環境対策調査官を増員し、緊急時における国の廃棄物処理施設等への立入検査体制 を強化した。

4.今後の課題・見直しの方向性

- ・近年急増している硫酸ピッチの不適正処分を防止するための対策の強化。
- ・不法投棄等の防止のため、より早い段階からの規制の強化。
- ・不適正処分事案の早期発見、拡大防止を図るための環境省における体制の整備。
- ・地方環境対策調査官事務所の充実、強化。
- ・制度を支える人材の育成。
- ・優良産廃処理業者の育成。
- ・電子マニフェストの普及促進。

府省名 環境省 廃棄物・リサイクル対策部

1.第4節 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現

2.取組の概要

都道府県との意見交換会(5月)を国土交通省と併催するとともに、本法の実効性を一層確保するために、全国一斉パトロール(5月と10月)を実施した。

平成22年度における再資源化等率は、特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、建設発生木材及びアスファルト・コンクリート塊)について、95%とする。特に国の直轄事業においては特定建設資材廃棄物について、平成17年度までに最終処分する量をゼロにすることを目指す。

3.進捗状況

最新である平成14年度の国交省センサスデータによると、再資源化等率の実績はコンクリート塊98%、建設発生木材89%、アスファルト・コンクリート塊99%となっており、引き続きその数値の維持及び向上に努めている。

4.今後の課題・見直しの方向性

コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊については、平成14年度の実績でいずれも建設リサイクル法の目標である95%を超えており、今後はその維持が課題となっている。一方、建設発生木材は、再資源化等が進展しているものの、さらなる取組が求められていることから、引き続き再資源化等が推進されるよう努めていく。

<u>府省名</u>	総務省	

1.第5節-1
2.取組の概要
地方自治体職員に対しての研修を行っている自治大学校において、第1部課程(都道府
県、指定都市及び中核市等職員を対象) 第1部特別課程(第1部課程と同じ) 第2部課
程(市町村職員を対象) 第2部特別課程(第2部課程に同じ) 第3部課程(都道府県及
び市町村職員を対象)の5つの課程で、「環境政策論」という研修課目を実施していると
ころである。
3.進捗状況
4.今後の課題・見直しの方向性
自治大学校においては、地方分権の推進に伴う地方公務員に対する行政ニーズの変化等
に対応したカリキュラムの見直しを行っているものである。

府省名 総務省

<u> </u>
1.第5節-2
2.取組の概要
地球環境保全・創造事業として、地球温暖化防止対策を充実するとともに、自然と共生
可能な地域づくりを図るために地方公共団体において実施される取組を支援するため、ソ
フト事業に1,950億円程度、ハード事業に500億円程度、地方財政措置を講じた。
また、リサイクル推進対策事業として、環境への負荷の少ない、自然と調和した循環型
社会の形成に向けて、地方公共団体において実施される取組に対して、9 8 0 億円程度の
地方財政措置を講じた。
3.進捗状況
4.今後の課題・見直しの方向性
地方公共団体が実施する地球温暖化防止対策、自然と共生可能な地域づくりの取組を支
援するため、地球環境保全・創造事業及びリサイクル推進対策事業に地方財政措置を講じ
ప .

府省名: 文部科学省

1.第5節

2.取組の概要

1.「人・自然・地球共生プロジェクト」

地球温暖化,有害化学物質等の地球環境問題は,我々人類の社会生活と密接な関連を有し, 重大な影響を及ぼす恐れがあることから,その現象を科学的に解明し,適切な対応を図ること が重要である。このため大学をはじめとして各研究機関等の研究資源を活用し,環境分野にお ける研究開発を効率的に推進するため,温暖化予測「日本モデル」ミッション及び水循環変動 予測ミッションからなる「人・自然・地球共生プロジェクト」を推進する。

2.「一般・産業廃棄物・バイオマスの複合処理・再資源化プロジェクト」

「持続型経済社会」の実現に向けて,都市・地域から排出される廃棄物・バイオマスを無害 化処理と再資源化(原料化・燃料化)に関する技術開発を行うとともに,その実用化と普及を 目指して,要素技術,影響・安全性評価及び経済・社会システム設計に関する研究開発を産学官 の連携・協力により行う。

3.進捗状況

1 .「人・自然・地球共生プロジェクト」

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)における第4次評価報告書に寄与できる精度の高い 温暖化予測を目指して,「日本モデル」の開発(大気海洋結合モデルの高度化,地球温暖化予 測結合モデルの開発,高精度・高分解能気候モデルの開発)を推進。

日本を中心としたアジア・モンスーン地域における陸水循環過程の解明に向け,水循環モデルの素過程のモジュール開発を実施するとともに,水収支のシミュレーションを行うための 0.1 度メッシュの GIS データ整備に着手し,高解像度な水循環モデルの開発を推進。平成 15 年度は,アジア地域等の水環境改善の観点の成果を補完するための研究開発課題として,「水資源管理システムの開発」を追加設定し,研究開発実施機関を公募し,2件の主管研究実施機関を選定した。

平成 16 年 3 月には平成 15 年度研究成果報告会を開催し進捗状況の講評を行ったところであり、研究開発は概ね順調に進捗。

2.「一般・産業廃棄物・バイオマスの複合処理・再資源化プロジェクト」

リーディングプロジェクト「一般・産業廃棄物・バイオマスの複合処理・再資源化プロジェク

ト」として、平成15年度から研究開発を開始。平成15年度は、各研究機関等における研究開発のための設備・機器等の構築及びシステムの基本的な設計等について、当初予定どおりに実施。平成16年3月には平成15年度研究成果報告会を開催し進捗状況の講評を行ったところであり、研究開発は概ね順調に進捗している。

4.今後の課題・見直しの方向性

1 .「人・自然・地球共生プロジェクト」

温暖化予測の開始に向けたモデル開発・改良,及び陸水循環過程の解明に向けた高精度な水循環モデルの開発が順調に進展。平成16年度に中間評価を実施するとともに,IPCCへの提出に向け,温暖化予測の研究成果を取りまとめる。

2.「一般・産業廃棄物・バイオマスの複合処理・再資源化プロジェクト」

引き続き研究開発を推進するとともに、平成17年度において、研究計画・評価分科会地球環境科学技術委員会において、プロジェクトの進捗について中間評価を実施予定。

府省名	農林水産省
//3 = H	

1.第5節 - 循環型社会を支えるための基盤整備

2.取組の概要

- (1). 林地残材、製材工場残材、建設発生木材等の木質バイオマスの利活用を促進するため、 木質バイオマスエネルギー供給施設や、公共施設等における木質バイオマスエネルギー利用 施設、林地残材等の効率的な収集・運搬に資する機材の整備等を実施。また、製材業、木材 販売業等を営む企業(個人)が、木くずを燃料とする木くず焚きボイラーやダイオキシンの 発生を抑制する焼却炉等の導入を促進するために、これら機械設備導入のリース料の一部を 助成。さらに、人や環境に優しく、再生産可能な資材である木材の循環利用を推進するため の新技術・新製品の開発を促進。
- (2).海洋環境等への負荷を低減させるため、水産物の流通加工過程における水産加工残滓等の有効利用及び適正処理を図る再資源化施設、窒素・燐等を除去するための高度な排水処理機能を有する排水処理施設の整備等を実施。
- (3).水産加工団地から排出される加工残滓等を有効利用し、排出物をゼロにするゼロエミッション型水産加工団地を整備するために必要な残滓処理施設等の整備を実施。

3.進捗状況

- (1).23地域において木質バイオマスエネルギー利用施設等の整備を実施。 8企業に対して木くず焚きボイラー等の導入に対するリース料の一部助成を実施。 民間企業等に対する公募方式により、木質廃棄物の抑制・再利用等環境負荷の少ない木材加工や木材利用等に関する技術開発を3課題選定し、実施。
- (2). 平成15年度は、 別海町内における水産諸活動により発生するヒトデ、サケ残滓、ホタテのウロ等を発酵させ堆肥を製造する施設、 ホタテ加工工場から排出される排水を 適切に処理するための施設を整備。
- (3). 平成15年度は、銚子市内に整備される水産加工団地から排出される排水の一部を再利用するための施設を整備。

4.今後の課題・見直しの方向性

- ・木質バイオマスエネルギー利用施設等の整備、木材の循環利用推進のための技術開発等を今 後も更に進めていくことが必要。
- ・「無廃棄型水産加工団地基盤整備事業」は平成15年度で終了し、平成16年度からは同事業 を「環境対策等高度化施設整備事業」に統合して実施。

府省名 経済産業省

1.第5節 循環型社会を支えるための基盤整備

2.取組の概要

エコタウン事業は、地域の産業蓄積等を活かした環境産業の振興を通じた地域振興、及び地域の独自性を踏まえた廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進を通じた資源循環型経済社会の構築を目的とし、既存の枠にとらわれない先進的な環境調和型まちづくりを実現するために地方公共団体が主体となり、地域住民、地域産業と連携して取り組むもの。

具体的には、それぞれの地域の特性を活かして、地方公共団体が「エコタウンプラン」を作成し、そのプランが他の地方公共団体の見本(モデル)となりうると認められた場合、経済産業省及び環境省はエコタウンプランとして共同承認するとともに、地方公共団体及び民間団体が行う循環型社会形成に資するリサイクル施設整備事業及びソフト事業に対し財政支援を実施。

3.進捗状況

本事業の実施により、これまで20地域のエコタウンプラン(環境と調和したまちづくり計画)を承認、併せてプラン中の45中核リサイクル施設整備事業(環境省補助分を含む)及びソフト事業に対し財政支援を実施。

4.今後の課題・見直しの方向性

平成16年2月に取りまとめられた、産業構造審議会環境部会産業と環境小委員会地域循環ビジネス専門委員会の中間報告「循環ビジネス戦略」における提言を踏まえ、平成16年度事業よりソフト事業において、より幅広く地域における循環型社会構築に資するプラン策定及び関連事業を対象とするとともに、ハード事業においては、リサイクル技術の先導性に加え、地域の産業インフラ、人材、技術、市場等の地域資源を有効に活用した、より高い事業安定性と持続可能性を有する事業について支援する等、制度の変更を行った。

府省名 国土交通省

1.第5節 - 循環型社会を支えるための基盤整備

2.取組の概要 (静脈物流システムの構築)

リサイクルを促進し、循環型社会の構築を図るため、海上輸送による効率的な静脈物流ネットワークを構築し、循環資源の全国規模での広域的な流動を促進するとともに、臨海部においてリサイクル産業の拠点化を進め、総合静脈物流拠点港(リサイクルポート)の形成を促進する。

循環資源国内輸送コスト低減率 目標値:平成 14 年度比約 1 割減 (H19 年度)

3.進捗状況

- ・平成 15 年までに、18 港をリサイクルポートに指定し、重点的に静脈物流基盤の整備を行っている。
- ・静脈物流ネットワークの構築に向けリサイクルポート推進協議会との連携を促進している。
- ・港湾における循環資源の取扱いに関するガイドラインを作成する。
- ・港湾機能の高度化に資する中核的施設整備事業のうち、総合静脈物流拠点港(リサイクルポート)における静脈物流拠点形成に資するものについて、財投制度による支援を拡充する。

平成 15 年度の実績値は平成 14 年度比約 2%減であり、海上輸送による輸送コスト低減に進展が見られる。静脈物流拠点とネットワークの形成による効果の発現が今後期待される。

4.今後の課題・見直しの方向性

引き続き官民の連携促進、静脈物流基盤の整備等を推進するほか、港湾における静脈物流 拠点形成支援制度の拡充を検討していく。

府省名:国土交通省

1.第5節 - 循環型社会を支えるための基盤整備

2.取組の概要 (静脈物流システムの構築)

国では国土形成のテーマとして、生活環境の改善や新たな付加価値の創出による都市の再生・活性化を掲げ、都市再生本部を設置し、大都市圏においてのゴミゼロ型都市への再構築を進めることを目指した都市再生プロジェクトを推進している。その一環として、国及び七都県市からなる「首都圏ゴミゼロ型都市推進協議会」が設置され、平成14年に検討結果である「東京圏におけるゴミゼロ型都市の再構築に向けて」を発表し、その中で静脈物流システムの検討が今後の課題として上げられた。

都市再生本部及び首都圏ゴミゼロ型都市推進協議会における議論を踏まえ、平成14年度においては、首都圏におけるリサイクル拠点間の輸送等の実態把握及び環境負荷低減型の静脈物流システムのあり方について検討を行い、特に鉄道の活用に焦点を当てながら、同システムの構築における課題と対応策について、その具体化を図った。

平成15年度においては、平成14年度に行った首都圏を対象とした調査研究の結果を踏まえ、京阪神圏を対象としたゴミゼロ型都市のための静脈物流システムの構築を目標とした調査を実施した。

3.進捗状況

平成15年度の「ゴミゼロ型都市形成のための静脈物流システム構築に関する調査」については、京阪神圏における廃棄物の流動状況や輸送手段等の実態把握に努めるとともに、効率的かつ環境負荷低減型の静脈物流システムのあり方について検討を行い、同システムの構築における課題と対応策について、特に海運の活用に焦点を当てながら、その具体化を図った。

4.今後の課題・見直しの方向性

「ゴミゼロ型都市形成のための静脈物流システム構築に関する調査」については、環境負荷 低減に資する静脈物流を具体化していくためには、官民が協力して進むことが必要であり、官 民が情報交流を深めつつ連携・協力することによって、本調査研究で提示した静脈物流を発展 させていくことが期待される。

府省名 環境省 廃棄物・リサイクル対策部

1. 第 5 節

2.取組の概要

NPO/NGO や事業者が地方公共団体と連携して行う循環型社会の形成に向けた取組で、他の地域のモデルとなるような事業を公募して社会実験として実証事業を行うことにより、循環型社会の形成に向けた地域からの取組の展開を促進する。

3. 進捗状況

平成15年度は239件の事業応募があり、以下の5件の事業を採択して実証事業を実施した。

- ・お祭り・イベントで利用するリターナブルカップシステムの開発事業
- ・ PET リサイクルシステム構築による循環型社会形成実証プロジェクト
- ・南九州における 900ml 茶びんの統一リユースシステムモデル事業
- ・エコマネーを利用した有機性循環資源リサイクル事業
- ・会員向けビデオテープ回収リサイクルシステムの構築

4.今後の課題・見直しの方向性

引き続き平成16年度も事業を公募して実施する。

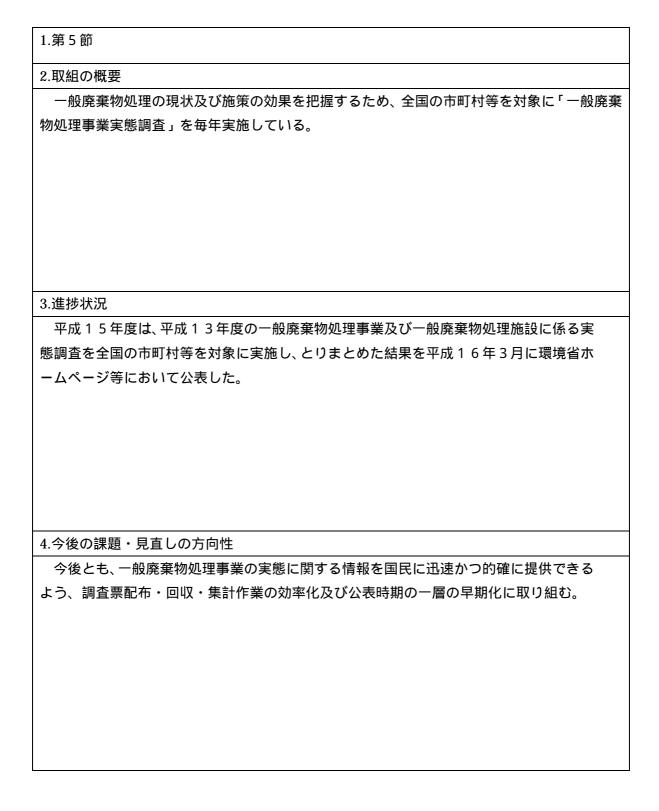
平成 15 年度採択事業については、 事業について継続実施しているが、特に社会への波及効果が高く見込める事業については事業を拡大・強化して社会への定着を図ることとし、これについて平成 17 年度概算要求に盛り込んでいる。

なお、採択事業については、概要をとりまとめて循環白書や web マガジン Re-Style において紹介することとしている。

府省名 環境省 廃棄物・リサイクル対策部

1.第5節
2.取組の概要
循環型社会を支える基盤施設を整備し、廃棄物のリサイクルや適正処理を推進するた
め、地方自治体等によるリサイクル施設、焼却施設、最終処分場等の廃棄物処理施設の整
備事業に対し、国庫補助を行っている。
3.進捗状況
平成15年度は、循環型社会の形成に資するリサイクル関連施設やごみ焼却施設等の廃
棄物処理施設整備事業について、PFI 手法を用いた4事業を含め261事業に対し国庫補
助を行った。
4.今後の課題・見直しの方向性
循環型社会形成に対する取り組み状況を踏まえ、国の支援により、PFI手法など様々な手法
を活用して循環型社会の基盤を支える廃棄物処理施設の一層の整備を図る。

府省名 環境省 廃棄物・リサイクル対策部



府省名 環境省 廃棄物・リサイクル対策部



2.取組の概要

「特に、産業廃棄物の最終処分場については、産業廃棄物の適正処理を十分に確保するために必要がある場合には、排出事業者の責任を原則としながら、公共関与による施設整備の促進などにより、安全かつ適正な最終処分場を確保します。」

公共関与による産業廃棄物処理施設の整備促進のため、平成12年度より、「産業廃棄物処理施設モデル的整備事業」により、都道府県、PFI事業体または廃棄物処理センターが行う産業廃棄物の最終処分場等の施設整備に対して国庫補助を行っている。

3.進捗状況

平成15年度においては、5事業者が整備する産業廃棄物の管理型最終処分場に対して 国庫補助を行った。

4.今後の課題・見直しの方向性

今後もこれまで通り推進の方向

府省名 環境省 総合環境政策局

1. 第5節

2. 取組の概要

循環型社会の形成に向けた地域づくりという観点から、地域における NPO・NGO などの様々な主体による協働の取組が重要なことから、その基盤づくりに努めるとともに、 先駆的な取組を支援していく。

3. 進捗状況

環境調査研修所においては、国及び地方公共団体における職員等の環境教育・環境学習に関する資質の向上のためにこれまでも環境教育研修等を実施してきており、さらに、平成16年度より新規に環境パートナーシップ研修等を開始したところ。

4.今後の課題・見直しの方向性

- ・東京にある地球環境パートナーシッププラザではどうしても地方の民間での活動に手が届きにくいことから、地域における環境情報ネットワークを構築し、そのネットワークを 有機的に連動させることにより、全国的な循環型社会の形成促進に資することとする。
- ・今後も環境教育及びパートナーシップに関する研修コースの充実に取り組んでいく予 定。